

令和 5 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

令和 5 年 6 月 13 日 開会

令和 5 年 6 月 28 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第98号

令和5年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月2日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和5年6月13日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

不応招議員（なし）

令和 5 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 3 日

令和5年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和5年6月13日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第1号 令和4年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和4年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第3号 令和4年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第4号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第5号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第10 議案第41号 笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第42号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 笛吹市印鑑条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第47号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第48号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第49号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第50号 動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))
- 日程第20 議案第51号 動産の取得について(八代スクールバス購入)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

16番	前島	敏彦	17番	小林	始
-----	----	----	-----	----	---

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡 信
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
代表監査委員	曾 根 哲 哉		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年笛吹市議会第2回定例会を開会をいたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和5年笛吹市議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、まずもって御礼申し上げます。

6月になり、吹く風にも初夏の気配を感じ、アジサイの花が一層鮮やかに見える季節を迎えております。

今年も梅雨の季節となり、ここ数年各地で集中豪雨が報告され、土砂災害や浸水被害に伴う人的・物的被害が発生しております。

様々な被害は、日頃から備えによって少なくすることが可能でございます。梅雨から秋にかけての大雨に対する備えの必要性を改めて感じております。

さて、新型コロナウイルスについては、2類から5類になり、コロナ感染拡大前と同様な人の動きとなり、観光客の増加による地域経済活動の活性化が望まれます。

ウクライナ侵略戦争から1年以上経過しましたが、ダム破壊など、いまだに激しい戦闘が続いております。一日も早く一般市民を巻き込んだ悲惨な戦争が終わることを願わずにはいられません。

ウクライナ戦争と新型コロナ感染拡大による原材料価格の高騰をきっかけとした消費者物価の上昇は、市民生活に大きな影響を与えております。

世界情勢および経済環境は厳しいものがありますが、地域経済活性化のため、市当局には積極的な政策の展開をお願いいたします。

さて、今議会には、市長より報告案件5件、条例案件5件、補正予算案4件、その他案件2件、合わせて16件が提案されております。

議員の皆さまには、会期中、慎重にご審議をいただき、活発な議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の会議における新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に

委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第16番 前島敏彦君および

議席第17番 小林 始君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの16日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、消防長 鶴川功君、農業委員会会長 三枝啓一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、監査委員から令和5年2月分から令和5年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第1号から日程第20 議案第51号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第2回定例会の開会にあたり、提出しました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、第18回笛吹市桃の里マラソン大会についてです。

4月2日、第18回笛吹市桃の里マラソン大会が4年ぶりに開催されました。

当日は、満開の桜と桃の花が共演する、本市でしか見ることのできない景色の中を、1,534人のランナーが笑顔で駆け抜けていました。

次に、笛吹市桃源郷春まつり第18回全国ゲートボール大会についてです。

4月15日、16日の2日間を予定していた、笛吹市桃源郷春まつり第18回全国ゲートボール大会は、荒天のため15日の競技が中止となり、16日のみの開催となりました。

16日は天気恵まれ、県内外の76チーム、410人の選手が、日頃の練習の成果を発揮し、熱気あふれる大会となりました。

次に、FUJIYAMAツインテラスへの来訪状況についてです。

FUJIYAMAツインテラスへの送迎バスは、4月25日から11月27日まで、火曜日を除いて運行しており、5月末までの利用者数は、昨年を上回る約5千人となりました。特に、ゴールデンウィーク期間中の5月5日には、1日当たりとしては過去最多の665人が乗車しました。

今年度は、観光拠点としての魅力向上を図るため、すずらん群生地駐車場に売店や休憩所を設置し、集客施設として整備するほか、車両のすれ違いが困難な市道7033号線を整備します。

次に、世界農業遺産認定授与式についてです。

5月22日、イタリアのローマで開催された世界農業遺産認定授与式に、甲州市長、山梨市長とともに出席をし、国連食糧農業機関から認定証が授与されました。

当日は、新たに世界農業遺産に認定された12カ国、24地域が出席する中、各地域によるプレゼンテーションが行われたほか、展示ブースが開設され、峡東地域の扇状地に適した果樹農業システムを世界に向けてPRをしてきました。

今後は、世界農業遺産の認定地であることを国内外に広くアピールし、峡東地域の果樹のブランド力の向上や世界農業遺産を活用した集客などの取り組みを進めていきます。

次に、「第3回全国桃サミット in やまなし」の開催についてです。

7月6日、7日の2日間、私が会長を務め、全国の桃産地の29団体で構成する日本桃産地協議会による「全国桃サミット in やまなし」が、山梨市で開催されます。

当日は、関係者150人が集まり、市場担当者による桃の輸出、販売に関する基調講演、農林水産省の担当者による米国産桃の輸入解禁についての情勢報告のほか、各産地のJA担当者など関係者による産地間の情報交換などが行われます。

次に、笛吹市夏祭りの開催についてです。

今年度の夏祭りは、7月20日から8月17日までの水曜日、木曜日、土曜日、日曜日に「笛吹川石和鵜飼」を、8月19日と26日の2日間は「石和温泉花火大会」を開催します。

「笛吹川石和鵜飼」は、本市でしか見ることのできない徒歩鵜の実演のほか、参加希望者が鵜匠の衣装を身にまとい、鵜匠と一緒に川に入ることのできる鵜匠体験も行います。

「石和温泉花火大会」は、2日間ともに約3千発の花火を打ち上げます。市内外の多くの皆さまに「笛吹の夏」を楽しんでいただきたいと思います。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金についてです。

子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世

帯に対し、児童1人当たり国が支給する5万円と県が上乗せする5万円を合わせて、児童1人当たり合計10万円を支給しています。

5月29日には、給付対象者のうち、申請が不要な令和5年3月分の児童扶養手当受給者および、ひとり親世帯以外の令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者に給付金を振り込みました。

また、申請が必要となる物価高騰の影響により家計が急変した世帯等については、市ホームページや広報紙などで申請に必要な書類等をご確認の上、令和6年2月29日までに申請するようお願いをいたします。

次に、地区防災計画の策定支援および土砂災害訓練の実施についてです。

地区防災計画は、行政区の住民が行う自発的な防災活動を記載し、自助・共助を中心とした「地域による地域のための防災計画」で、今年度は、居住地のほとんどが土砂災害警戒区域に指定されている芦川町の4行政区をモデル地区に選定をし、計画の策定支援を行います。

芦川町は、台風等の大雨の際、土砂災害の危険性が高く、県道の通行止めが想定されることから、孤立化の防止やご自身で町外に避難することができない住民の早期避難などを目的に、令和3年度から行政バスを活用した全町避難に向けた訓練や検討を行ってきました。

今年度は、これまでの土砂災害訓練の内容等を踏まえ、地区防災計画の策定を支援することとし、6月21日には、土砂災害訓練を兼ねた計画策定のための第1回ワークショップを開催をします。

次に、スコレーセンターの改修についてです。

スコレーセンターでは、照明設備のLED化、トイレの洋式化、空調設備および舞台設備の改修を行うため、5月1日から8月31日まで全館を休館としています。

スコレーセンター内の石和図書館は、開館し、本の貸出などを行っていますが、空調が使えないことから、長い時間滞在するような学習席の利用や、館内での読書を控えていただいています。

市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

次に、公園遊具の更新についてです。

市内の公園の遊具については、老朽化などにより使用を禁止している遊具が複数あり、遊具の長寿命化を図るため、計画的に更新を行うこととしています。

令和4年度は、石和小林公園において、トンネル遊具およびブランコを更新しました。また、樹木の伐採、駐車場や水飲み場の設置なども行い、開放的で利用しやすくなった公園に、多くの親子連れが訪れています。

今年度は、八代ふるさと公園において、8月以降、舟形遊具およびローラーすべり台に変わる新たな遊具の設置、コンクリートすべり台の補修、スプリング遊具の更新などを行います。

工事期間中は、安全確保のため遊具全般の使用の禁止を予定しており、供用開始は令和6年4月を見込んでいます。多くの方に訪れていただき、子どもたちが安心して遊べるよう取り組んでいきます。

次に、本日、提出しました案件につきまして、概要をご説明を申し上げます。

提出した案件は、報告案件5件、条例案5件、補正予算案4件、その他の議案2件、合わせて16件です。

はじめに、報告案件です。

一般会計および企業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれの議会に報告を行うものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、市長、副市長、教育長、職員および行政委員が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの市に対する損害賠償責任の一部免責について、必要な事項を定めるものです。

「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、職員が子の学校行事へ参加するための特別休暇の新設に伴い、所要の改正を行うものです。

「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

「笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく山梨県の基本計画期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

「笛吹市印鑑条例の一部改正について」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億6,258万円を追加し、総額を408億5,665万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、子どものための教育・保育給付費国庫負担金など4,436万円を追加しました。

また、県支出金に、山梨県子どものための教育・保育給付費負担金など4,639万円を追加しました。

さらに、財政調整基金繰入金に1億7,369万円を追加しました。

歳出の主なものは、市内における公共交通の再編の方策であるA I デマンド交通の導入に向け、令和6年1月から、御坂町西部地区、八代町および芦川町において実証運行を行うため、A I デマンド交通導入事業に4,206万円を追加しました。

また、令和5年4月から市内の私立保育園2園が保育所型認定こども園に、幼稚園1園が施設型給付の対象となる幼稚園に移行したことに伴い、公定価格の分類が変更したため、施設型給付費等事業に1億733万円を追加しました。

このほか、コミュニティ助成事業に1,200万円、農業近代化施設整備事業に855万円、市道1-5号線・1-8号線道路改良事業に696万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」および「介護保険特別会計」において、総額1,147万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」において、収益勘定、資本勘定に総額894万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

「動産の取得について」は、水槽付消防ポンプ自動車および八代スクールバスの購入に伴い、

笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくはそれによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第5 報告第1号から日程第9 報告第5号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり一般会計ならびに水道事業会計、公共下水道事業会計および簡易水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6月14日から6月19日までは、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日6月14日から6月19日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は6月20日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

令和 5 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 0 日

令和5年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和5年6月20日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第41号—議案第51号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	古屋始芳		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	消 防 長	鶯 川 功
代表監査委員	曾 根 哲 哉	農 業 委 員 会 会 長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議における新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、財政課長 柿嶋信君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第41号」から「議案第51号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会は、7名から13問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせ事項のとおり同一会派のみ5分とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

1点目としまして、熱中症対策についてお伺いいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は、増加傾向が続いており、近年では年間1千人を超える年が頻発しています。

こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて熱中症の発生の予防を強化するための取り組みが必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

熱中症から地域住民の生命を守るための取り組みの推進について、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指数の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

2として、高齢者の熱中症に対する予防への意識啓発についての取り組みについて、熱中症を予防するためには、脱水や体温の上昇を抑えることが基本となっております。高齢者は、暑さやのどの渇きに敏感でなくなっているケースもあり、効果的に熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのように取り組みを進めているのか、お聞かせください。

3として、高齢者世帯等のエアコン整備や点検を促す取り組みについてお聞かせください。

4として、エアコンの利用控えについて、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者に対して、適切な支援が必要と考えますが見解をお聞かせください。

5として、子どもの熱中症防止の取り組みについて、3点お聞きいたします。

1として、公立小中学校の空調設備を活用するための電気代の手当は十分なのか、お聞かせください。

2として、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要かと思いますが、どのような取り組みがなされているのか。

3として、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応しているのかお聞かせください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、熱中症から地域住民の生命を守るための取り組みについてです。

近年、気候変動の影響により、熱中症による健康被害が多く報告されており、本市においても、熱中症の予防、応急手当等の普及啓発および適切な情報発信は、市民の皆さまの生命を守るための重要な取り組みと考えます。

国の対応マニュアルやリーフレット、熱中症予防に関する通知等を基に、市の広報紙やホームページに熱中症の予防や応急手当について掲載するとともに、保健事業等の際には、熱中症予防の普及啓発を行っています。

また、熱中症を予防する一つの目安となる暑さ指数は、気温、湿度、輻射熱の3つの要素を取り入れた温度の指標で、この値が、熱中症の危険性が極めて高い状況である33以上になると予測される場合、環境省および気象庁から熱中症警戒アラートが発表されます。発表後は速やかに、熱中症対策の徹底について防災無線で市民の皆さまに注意喚起を行っています。

なお、暑さ指数の認知度向上に向けては、市の広報紙やホームページ等で周知をしていきます。

今後も、熱中症予防について市民に分かりやすい情報発信に努め、こまめな水分補給や休憩、

適切なエアコンの使用などにつなげます。

次に、高齢者の熱中症予防に対する介護や地域保健部門関係者との連携についてです。

市内3圏域の長寿包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、高齢者宅を訪問する際に水分摂取や適切な室温管理について、積極的に声掛けを行っています。

ケアマネジャーに対しては、熱中症の正しい予防方法等を知るための熱中症の予防・対策や熱中症の症状・応急処置、暑さに強くなる有効な対策としての「暑熱順化ポイントマニュアル」などのリーフレットで、関連情報の提供を行っています。

また、介護予防事業として実施している「やってみるじゃん」において、市と社会福祉協議会が連携し「脱水症と熱中症」の講話を行っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員等が連携し、高齢者宅を訪問して熱中症の予防周知を行っています。「やってみるじゃん」の参加者や訪問宅に対しては、「脱水症と熱中症」の冊子および経口補水液を配布しています。

次に、高齢者世帯等のエアコン整備や点検を促す取り組みについてです。

高齢者に対しては、市が実施している介護予防事業等の際に、保健師が、高温時には無理をせずエアコンを使用するよう促したり、熱中症に対する注意喚起を行ったりしています。

今後は、エアコンの整備や点検についても促していきます。

次に、電気代高騰の対応も含めた低所得者等への支援に対する見解についてです。

本市では、電気料金等の高騰により、家計への影響を大きく受ける低所得世帯への支援が必要と考え、国の交付金を活用して、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業を実施します。

対象世帯約8,500世帯に対して、7月中旬から受給のための確認書等を送付し、返送があった世帯から順次給付を行います。

今後も、国や県の動向を注視しながら、必要な支援策を検討していきます。

次に、子どもの熱中症対策の取り組みについてです。

市内公立小中学校の空調施設の光熱費については、燃料費の高騰や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」による換気の確保などを考慮し、学校ごとに必要な予算を確保しています。

通学時の熱中症予防対策について、各学校では、通学時を含む普段の学校生活において、児童生徒に対し、暑い日には、帽子を着用すること、薄着になること、こまめに水分を補給することなどを呼び掛けるとともに、保護者に対しては、保健だより等により注意喚起を促しています。

また、通学時に、日傘を使用したり濡れタオルなどで首を冷やしたりしながら通学する児童生徒もいます。

さらに、スクールバスについては、送迎バスに置き去りにされた際に、命の危険に関わる熱中症リスクが極めて高いことを踏まえ、置き去り事故につながるヒューマンエラーの防止を補完する安全装置を導入するための補正予算を計上しています。

熱中症警戒アラートが発表された場合の対応について、環境省および気象庁では、翌日の暑さ指数が最高33以上になると予測した場合、前日の午後5時および当日の午前5時に「熱中症警戒アラート」を発表しています。

熱中症警戒アラートが発表された際には、予定されている行事の開催の可否、内容の変更等に関する判断の参考としています。

しかし、熱中症警戒アラートは、あくまで予測ですので、各学校では、当日の天候や暑さ指数等に応じて、授業の割り振りの変更など児童生徒の安全を考えて対応しています。

なお、熱中症警戒アラートの発表の有無にかかわらず、普段から暑さ指数を注視し、熱中症の危険がある場合は、屋外の活動の中止などの対応をとっています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。学校での子どもたちに対する熱中症への授業があると思いますけど、その点について、実はやはり通学時のときに、誰も先生も付いていませんし、自分で症状が、いろんな症状が出た場合もあります。そういったときに、いろんな知識を持っていないと、ちょっと困ると思ひまして、市内の様々な小中学校の生徒にも少しお聞きしましたが、なかなか熱中症のときは水分を取ればいよいよ。ほか詳しい症状なんかは聞いていないとか何とか、そのような状況ですので、どのようなことを行っているのか、ちょっとそのへんを教えてください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

小学校、中学校ともに保健の授業、あるいは特別活動の保健指導で熱中症が起こる原因や症状、対処方法、また予防策について、発達段階に応じて学習をしております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。やはり、子どもさんたちもそうだけれども、大人の方々、高齢者になりかけていらっしゃいますと、例えば第一段階で、足がつれる、こういう状況が起きた場合、高齢者の方々は冷えたのではないかということで、なお一層暑くしてしまう方もいらっしゃいまして、そしてまた夜中に目が回る、そういったときもいろいろなところへ、耳鼻科へ行ってみたり、いろんなことをやっている方たちが身近にいらっしゃいます。結局は、熱中症なのに、そのところが分からなくて行っている方たちも多数いらっしゃいますので、小中学校の生徒以外にも、高齢者の方々にもこういった、自分で判断できる、このような症状が第一段階出たときは危ない、学校でもって授業をしても、ちょっと自分の体調はこうだと先生に言っていただきたい。暑さ指数といっても、子どもさんによっていろんな体調がありますので、一律には考えることはできませんので、各個人がやはりしっかりと自覚して、そしてそれを先生にも言えるような、そういった教育もこれからしていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

5月中にたしか、陸上か何かの検査か何かがあったらしくて、いろんな笛吹市内の学校に通っているお子さんが、真っ赤な顔をしていたので、こんな暑いときにも砲丸投げの検査とかいろんなことを、記録会かな、そんなようなことをしていたみたいで、春日居でもやったか、八代でもやったか、御坂でもやったかという感じでもって、感じたところがございます。やはり、いつもの例年だったら5月のとき、行うときにやってもおかしくありませんけれども、やはりちょっと今年はずごく暑かった、そういった場合の判断も、今後はよろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

それでは、2点目の質問にさせていただきます。今後の自治会体制について、お伺いいたします。

現在、人口減少や高齢化が進み、自治会等の地域住民の支え合いの組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化しています。

私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は非常に大きいと思います。

そこでお伺いいたします。

1として、今日の自治会等の地域コミュニティの弱体化について、どのような認識を持っているのか。

また、地域コミュニティを維持するための支援の必要性について、どのように考えているのか、お聞かせください。

2として、現在、人口が減少し、高齢化が進む地域では、自治会等の役員として働ける方が少なくなる中で、地域コミュニティの維持は難しいように思います。今後は、デジタル技術を活用して、住民同士の情報交換の場を創設したり、広域的に活動している様々な事業主体と地域住民の情報交換の場を開設したりと、柔軟で多様な連携を可能とする自治会等のデジタル化を進める必要があると思います。

そこで、自治会等のデジタル化など、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築について、どのように考えているのか、また、具体的にどのような取り組みをしているのかお聞かせください。

3として、高齢者の人口比率は高止まりし、中でも75歳以上の人口比率が増え続ける中で、今後は地域コミュニティの担い手を自治会に限定する必要はなく、学校や子ども食堂、NPOや企業など、多様な人材や組織が柔軟に連携する中で、安全に安心して暮らせる共助の仕組みを構築する必要があるかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の一般質問の2問目、今後の自治会体制についてお答えを申し上げます。

ご質問のうち、まず地域コミュニティの弱体化についての認識および支援の必要性についてです。

本市では、日常生活でのふれ合いや共同活動を通して、連帯感や信頼関係を築きながら、自

分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていくための自治組織として、132の行政区が存在をします。

行政区の課題として、加入率の低下、役員のなり手不足、地域活動への参加者の減少、近所付き合いの希薄化など、地域へ積極的に関わる人が減り、一部の方に負担が偏るなど、全国の自治体と同様の問題が生じていると認識をしております。

市では、自治会加入促進ハンドブックを連合区長会と協力して作成し、毎年区長会で配布するとともに、市のホームページへ掲載して行政区の必要性を発信をし、加入促進を図っております。また、戸籍住民課ではこの窓口において、転入者に対して行政区への加入促進チラシを配布しています。

財政的な支援については、本年度、市の単独事業として、行政区運営交付金が8,690万円、コミュニティ施設整備事業費補助金が800万円、自主防災組織防災設備整備費補助金が400万円、行政区敬老事業助成金が3,597万円、このほかコミュニティ施設水質浄化事業補助金があり、地域コミュニティの基礎である行政区に対して、多くの支援をしております。

次に、デジタル技術を活用した地域コミュニティの再構築についてです。

今後の行政区の在り方を考える上で、デジタル技術の活用は、新たな視点と捉えています。行政区内において、一例として、現在、回覧板や行政区放送による情報伝達が行われていますが、これをデジタル化することで、省力化、迅速化が期待できると考えます。今後も市として、デジタル技術の活用について、研究するとともに、区長会等へ働きかけていきます。

次に、地域コミュニティにおける共助の仕組みの構築についてです。

今後の、行政区機能を補完するものとして、多様な人材の育成や活用、民間団体など他組織との連携、他の行政区への自主的編入など、あらゆる方策を検討していくことは、大切であると考えます。先進地の取り組み事例など、引き続き研究する中で、しっかりと行政区に情報発信していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。答弁の中で、電子回覧板や放送などのデジタル化というお話がありましたけれども、災害時用のアプリを購入した場合は、日常のときもぜひ使っていただくような体制がいいということ、全国的に、先進的に行った地域で、そのような意見も出ておりますので、そういうことを参考にしながら、ぜひお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

防災アプリの導入については、今年度、本市で導入をする予定でございます。今現在、発注に向けた仕様書の作成をしているという段階でございますが、今、考えているこの防災アプリについては、Jアラートや気象庁の情報、また防災無線等で発信する情報をスマートフォンで

得られることはもちろん、位置情報等を活用して、今現在いる場所から、例えば避難所へ避難するというようなときに、どういうルートで避難をすればいいのかというものを、分かるようなアプリというものを考えているところでございます。

これを日常生活でもというご提案でございますが、これにつきましては、例えば回覧板だとか、行政区の決算の資料だとか、そういったものを一緒にそのアプリの中に取り込む、技術的には可能かもしれませんが、この防災アプリについては、なるべく防災に特化したいなという考えであります。

日常的な防災についての知識であるとか、注意事項等を発信するということは、日常的に必要なだと思っておりますが、行政区内の情報発信については、今現在、研究をしている最中ではありますが、非常に廉価な、そういう行政区に特化したアプリも今ございますので、そういったことも研究し、各行政区へ情報発信していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。アプリとか、いろいろ様々な関係も、各自治体によって要望がいろいろあると思いますけど、やはり安く済ませるなら、連合的に考えて、予算のほうも抑えながら、また防災アプリの場合も、先ほどの熱中症のことも含めながらしていただければありがたいなということを感じますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可します。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 書かない窓口システムについて。

デジタル庁では、これから日本が目指すデジタル社会の姿と、それを実現するために必要な考え方や、取り組みを示すデジタル社会の実現に向けた重点計画を策定しています。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、デジタル庁をはじめとする各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信、提言する際の羅針盤となるものです。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、各分野において取り組みを進めています。

主な分野の取り組み状況の中に、自治体窓口デジタルトランスインフォメーション、書かないワンストップ窓口があります。国の推奨する施策の一環として、本市では書かない窓口シス

テムを導入したと推察しました。

ワンストップ窓口ではないものの、デジタル化の推進に合わせた業務の見直しを通じて、従来の窓口業務を進化させることや、身近な接点の利便性の向上を併せて進めることで、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化の実現を目指すものだと、デジタル庁が示しております。

国の方針に従い推進するデジタルトランスフォーメーションでは、私たちの生活がどのように向上するのか、具体的に考えたいと思います。

一般市民にとって、最も身近な市役所は窓口だと思います。誰もが一度は訪れたことがある場所だと思われませんが、「分かりにくい」「手続きが面倒」「待たされた」などの印象を持つ方も多く、よい評価を得にくい場所でもあります。

ある市民の方が、結婚で本市に転入されました。そのときに、様々な手続きで庁舎内をあらゆるこちらへ移動しなくてはならず、手続きが大変だったとの印象を伺いました。

その方は、政令指定都市にお住まいでしたので、庁舎内の窓口業務がワンストップサービスだったようです。比較されるといささか不便を感じたようです。

本市では、市役所入口に総合窓口案内が設置され、来庁者が迷うことなく手続きができるようになりました。また、令和3年1月には「お悔みコーナー」が設置され、身近な親族が亡くなった遺族が、市役所で行う手続きがスムーズにできるよう、市職員が必要書類の作成補助や各窓口などの案内をするようになるなど、市民に分かりやすい窓口手続きを実施しています。

令和6年1月からは、「書かない窓口システム」を導入予定とのことですが、市民にとってさらに便利な窓口手続きとなるよう期待しているところです。

「書かない窓口システム」の導入は、手書き負担を軽減し、市民に広く利便性を高めるものだと思います。

市民の視点に立った、便利で市民に喜ばれるサービスを提供できるよう、活用してほしいと思います。

以下、質問させていただきます。

1. 「書かない窓口システム」導入に伴い、どの証明書の発行手続きについて、利便性が向上しますか。

2. 「書かない窓口システム」導入に伴い、引っ越し（転入、転出）での窓口手続きはどのようになりますか。

3. 「お悔みコーナー」について、「書かない窓口システム」導入に伴い、利便性の向上は考えられますか。

4. 戸籍の届け出に伴う手続きの利便性アップについては、検討していることはありますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、書かない窓口システム導入に伴う利便性の向上についてです。

住民票の各種写し、戸籍の各種証明書、印鑑登録証明書、身分証明書等、戸籍住民課窓口で発行している全ての証明書の手続きにおいて利便性が向上します。

書かない窓口での手続きは、まず、マイナンバーカードなどの身分証明書を持って窓口にお越しいただき、その情報を基に、職員が聞き取りを行いながら、機械で申請書を作成します。作成された申請書をご確認いただき、署名するだけで、各種証明書を取得することができます。

次に、書かない窓口システム導入に伴う転出・転入の手続きについてです。

転出、転入についても、証明書の発行と同様に、署名以外の記載は必要ありません。

転入の場合を例にすると、転出元の市町村から発行された転出証明書を提出いただき、それをスキャナーで読み込んで異動届に反映させます。聞き取りを行い、異動届を完成させ、内容をご確認いただき、間違いがなければ署名していただきます。

次に、書かない窓口システム導入に伴うお悔やみコーナーの利便性向上についてです。

お悔やみコーナーは、死亡に伴う各種手続きをスムーズに行うための窓口で、書かない窓口とは違い、必要な書類を関係する担当があらかじめ用意して遺族の方をお待ちしています。

死亡に伴う手続きは、多岐にわたり、署名だけでは処理できませんが、関係書類については、極力記入いただく箇所を少なくするようにしています。

次に、戸籍の届け出手続きの利便性アップについてです。

戸籍に関わる届出書は、本人の署名、医師の証明、第三者の証人としての署名などが必要となり、記入された届出書をお持ちになることを前提としています。このため、お客さまが事前に届出書の用紙を取りに来た際には、記入誤りがないよう、記載例をお渡しするなど、手続きの手間の軽減に努めています。

窓口における市民の皆さまの負担軽減を図るため、戸籍の届出に関する手続きの利便性の向上および書かない窓口を他の窓口にも拡大することも検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございました。4番の戸籍届出手続きの利便性アップについての答弁で、再質問させていただきます。

大きなライフイベントには、例えば結婚がございます。それに伴う手続きは、個人事業主であれば国民健康保険、国民年金、また介護をする人がいれば介護保険、上下水道、子どもがいれば児童手当、保育所、学童保育など、また犬を飼っていれば犬の登録等、たくさんの手続きが必要になります。それらの手続きが1カ所でできるような、ワンストップサービス窓口があれば、利便性は向上すると思います。

ただ、その導入には庁舎内のレイアウトや予算、いろいろな課題がありますので、一朝一夕に対応はできないことは承知しております。

その中でもより分かりやすく手続きが簡略するような、書かない窓口システムの活用に期待するところではありますが、結婚や出産などについても、利便性をアップする考えはありませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川部長。

○市民環境部長（市川要司君）

岡由子議員の再質問にお答えいたします。

死亡届に伴う手続きだけでなく、結婚、出産についても利便性がアップできないかについてでございますけれども、出生や結婚に伴い、必要となる手続きにおいて、今後、書かない窓口の拡大などを検討いたし、利便性の向上につなげていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございました。このシステムについては、導入もこれからですし、使っていくうちにいろいろ問題、また課題も出てくるかと思えます。マイナンバーカードを使った手続きなど、便利な時代になったかと思えます。ただ、セキュリティ面など不安もあります。使いながら、より安全な活用で市民の利便性向上に努めていただけたらと思えます。

次の質問に移らせていただきます。2. ふん害防止条例等について。

犬や猫などに限らず、動物を飼うことは責任が生じます。ただ、えさを与え、かわいがるだけでは、地域に迷惑をかけてしまう場合があります。昔は、散歩中のふんは、道路や畑の隅に埋めてくれば許された時代があったかもしれませんが、舗装された道路や整備した畑にふん尿を放置することはマナー違反だと思います。

ある市民の方から、私が受けたご相談は、自宅の前に犬のふんを放置されて困るというものでした。散歩中の犬のふんは持ち帰るよう伝えたとありますが、持ち帰らなかったそうです。

全国的にも住民トラブルで大きな事件に発展することが増えてきた昨今では、本当に怖かったのではないかと思います。

また、ある畑の持ち主の方は、畑の入り口付近に放置されていた犬のふんに気付かず、踏んでしまったことが何度かあったそうです。犬は、一度通った場所の同じ場所でふんをすることが多いようで、このようなことが発生したのかもしれませんが。

自身がきれいに整備した畑に、ふんを放置されるのは、気分のいいことではないでしょう。衛生面からも、通学路などでは、特に心配です。

例えば、猫の繁殖力は強く、1年で1組の猫から30匹以上に増える場合があるそうです。山梨県では、猫不妊・去勢手術助成事業補助金を交付し、地域猫の支援がありますが、ふん尿について飼い主の理解が足りないように思います。

世界農業遺産に認定された本市の農地、国内外からの観光客を迎える温泉街など生活環境の美化に努め、後世に引き継ぐためには、ごみのポイ捨てとともに飼い犬、飼い猫等の飼育動物のふん尿についても持ち帰ることを注意喚起する必要があると考えます。

本市には、石和温泉郷、春日居温泉郷があり、観光客が多く利用する宿泊施設があります。もし観光に訪れたとき、いたるところにふんが放置されていたら、また訪れたいと思うでしょうか。きれいなまちづくりは、市民一人ひとりの意識で大きく向上します。

環境美化の意識を広く持ってもらえるよう、行政としてできるサポートをお願いしたいところです。

山梨県内でも、飼い犬や飼い猫等の飼育動物のふんの放置禁止に関する条例を制定している

市町村が増えています。

例えば南アルプス市では、南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例で、飼い主の責任に関し、ごみ等のポイ捨ておよびふん害の条例に関し、必要な事項を定め、環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりの向上を図ることを目的としています。

ほかにも甲州市や韮崎市、富士吉田市でも飼い主の順守事項について、条例を制定しております。本市でも条例等の検討をするべきではないでしょうか。

以下、質問させていただきます。

1. 本市で登録されている犬は、どのくらいの数ですか。

また、猫の登録はないため、不妊・去勢手術助成事業補助金の年間の件数はどのくらいの数ですか。

2. 飼い犬、飼い猫等のふんのマナーについて、どのように告知していますか。

3. 飼い犬、飼い猫等の飼育について啓蒙活動はどのようにしていますか。

4. ふんの持ち帰りについて注意喚起の看板は設置していますか。

5. ふん害防止条例等の制定は検討しますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹市で登録されている犬の数、猫不妊・去勢手術助成事業補助金の年間件数についてです。

令和5年5月31日現在で、笛吹市に登録されている犬の数は4,197頭です。

猫不妊・去勢手術助成事業の補助対象となった件数については、令和2年度が551件、令和3年度が554件、令和4年度が845件でした。

次に、飼い犬、飼い猫等のふんのマナー、および飼育についての啓蒙活動についてです。

飼い犬、飼い猫のふんの持ち帰り等のマナーや飼育に関する啓蒙活動については、市のホームページや広報紙で周知しています。また、県と連携して犬・猫の飼い方講習会を実施するなど、普及啓発に努めています。

市に対し、ふん尿や飼い方に関する苦情等が寄せられた場合には、飼い主に連絡を取り、飼い方のマナーなどを守ってもらうようお願いしています。

次に、ふんの持ち帰りについての看板の設置についてです。

ふん被害の苦情が多い場所には、行政区をとおして、ふん害防止の啓発看板を設置しています。また、看板の設置を希望する市民には、無料で看板を配布しています。

次に、ふん害防止条例等の制定についてです。

ふん害をなくすためには、飼い主一人ひとりがマナーを守り、生活環境の保持や環境美化の意識を高めていくことが大事だと考えています。

本市では、意識向上に向けて啓蒙活動を続けるとともに、今後、ふん害被害の検証を行い、条例制定の必要について、検討していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

大変前向きなご答弁、ありがとうございました。

農業と観光が基幹産業である本市にとって、町の美化は大切な考え方だと思います。誰もが気持ちよく生活できるよう、一人ひとりが地域の美化に努める必要があります。

住民同士が互いに認め合い、住みよい環境になるよう、ふん害防止条例等も含めた更なる整備をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午前11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会の河野正博が一般質問いたします。

1問目は、小中学校の労働環境についてです。

山梨県は、山梨県の公立校における働き方改革に関する取組方針を策定しました。令和3年度から令和6年度が対象になります。

時間外在校時間、いわゆる時間外労働時間に相当への対価といった制度はありません。給与の4%に当たる額を教職調整額として、各教員に支払われていることとなります。

笛吹市の笛吹市立学校職員の勤務時間に関する規定では、1日の勤務時間は7時間45分であり、これをもとに、私が教職調整額に相当する額を試算しますと、1カ月約7時間になります。

一方、文科省は、2022年の時間外在校時間（時間外労働時間に相当）の調査結果では、月45時間を超える全国の教員の割合は、小学校64.5%、中学校77.1%です。

2022年同様の指標で比較すると、笛吹市の45時間を超える教員の割合は小学校37.9%、中学校60.5%であり、全国よりも低い値となっております。

笛吹市の公立小中学校は、合わせて19校あり、教員数は小学校教員数341名（県費280名、市で負担している市費の教員数は61名）、中学校教員数149名（県費132名、市費17名）、小中合計490名（県費412名、市費78名）です。

他の市と比較し市費の教員が多く配置されており、時間外在校時間（時間外労働時間に相当）削減について対応していることが伺われます。

しかし、教員の多忙解消に向けての対策は、焦眉の急です。

また、労働に伴う対価としての教職調整額では不十分であり、時間外在校時間が非常に多く、更なる改善が必要な状況です。

以下、質問します。

1. 時間外在校時間の分析結果で授業準備等に係る時間と、それ以外でどのような業務があるか伺います。

2. 時間外在校時間等の削減（月80Hを超える教職員を0）について、達成状況と今後の取り組みを伺います。

3. 子どもと向き合う時間は、十分に確保されているか伺います。

4. 勤務時間の管理は、誰がどのように行っているか伺います。

5. 4項で、教育委員会の関わり方について伺います。

6. 校務の精選と効率化・明確化についての取り組みと成果・課題について伺います。

7. 部活動における教員の負担軽減について具体策と数値目標を伺います。

8. P T Aや地域・関係諸団体との連携した、教員の多忙改善への取り組みを伺います。

9. 教員の心身の健康管理と精神的なストレスを感じたときの対応について伺います。

10. 教職員の待遇改善（教職調整額の増額も含む）について、山梨県や国に対しての要望の有無について伺います。

11. ギガスクールや25人学級等、教育環境が大きく変化する中、健全な教育環境をどのように構築していくのか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、時間外在校時間の授業準備に係る時間とそれ以外の業務内容についてです。

文部科学省が実施した令和4年度の教員勤務実態調査では、時間外在校時間の内訳までは調査しておらず、時間外在校時間の授業準備に係る時間等は、把握することができません。

授業準備以外に係る業務内容については、会議や打ち合わせ、学年・学級経営に係る事務、生徒指導や保護者対応、部活動などがあります。

次に、時間外在校時間等の削減の達成状況と今後の取り組みについてです。

令和4年度の笛吹市在校時間報告調査では、時間外在校時間が月80時間を超える教職員の割合は8.1%で、令和3年度の11.2%より、3.1ポイント減少しています。

今後については、山梨県教育委員会が策定した山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針に基づき、「勤務時間管理の徹底」「勤務時間を意識した働き方の徹底」「校務の精選・効率化」「関係諸団体との連携」「部活動運営の適正化」の項目ごとに具体的な目標を定め、時間外在校時間の削減に向けて、引き続き取り組んでいきます。

次に、子どもと向き合う時間の確保についてです。

山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針では、放課後に部活動や会議等を実

施せず、児童生徒と向き合う時間を創出する「きずなの日」を、令和5年度末までに年間20回以上、実施することを目標としています。令和4年度の市内小中学校における「きずなの日」の実施状況は、全19校のうち18校が20回以上、1校が19回でした。令和5年度は、全学校で目標達成できるよう取り組むとともに、児童生徒と向き合う時間をさらに確保できるよう努めていきます。

次に勤務時間の管理、教育委員会の関わり方についてです。

勤務時間については、教職員本人が出退勤をパソコンに入力し、そのデータは毎月管理職に提出されます。管理職は勤務状況を把握した上で、必要に応じて適切な指導や助言を行っています。

教育委員会では、各学校から勤務状況の報告を受け、指導や助言を行うとともに、教職員が産業医との面談を希望する場合には、面談の場を設定しています。

また、各学校に対して、学校経営者会議等で時間外勤務の削減についての指導をしています。

次に、校務の精選と効率化・明確化についての取り組みと成果・課題についてです。

これまで、校務支援システムの導入、給食費の公会計化、市役所における学校徴収金事務の実施、大型プリンターの設置などに取り組んできた結果、教職員の業務量の削減や効率化につながりました。

課題として、学校行事について、さらに精選することが挙げられます。

次に、部活動における教員の負担軽減の具体策と数値目標についてです。

本市では、今年度から始業時間前の部活動をなくしたことで、教員はゆとりをもって通勤できるようになりました。また、外部の人材を活用した部活動指導員は、県内他市では3人程度のところ、本市では、今年度5人から10人に増員するなど、教員の負担軽減に努めています。

県内の公立学校における部活動の指針となる、やまなし運動部活動ガイドラインおよびやまなし文化部活動ガイドラインでは、平日1日と土日のいずれか1日、合わせて週2日以上 の休養日を設けること、また、平日の活動時間は2時間程度とすることなどが示されており、令和5年度末までにこの目標が達成できるよう取り組んでいます。

次に、PTAや地域・関係諸団体と連携した、教員の多忙改善への取り組みについてです。

各学校では、PTA総会等で教職員の働き方改革の方策について説明を行った上で、学校行事のほか、PTA行事の精選や内容の縮小に取り組んでいます。また、学校によっては、PTAや地域に協力を呼びかけ、ボランティア等による草刈りなどの環境整備のほか、登下校時の見守りや立哨、本の読み聞かせなどをしていただくことで教職員の負担軽減につなげています。

次に、教員の心身の健康管理と精神的なストレスを感じたときの対応についてです。

体の健康管理については、健康診断の受診を徹底し、疾病の早期発見に努めています。また、必要に応じて、診断後には生活習慣の改善などの保健指導を行っています。

心の健康管理やストレスを感じたときの対応については、山梨県教育委員会心の健康づくり指針に基づき、各種メンタルヘルス研修を行っています。また、定期的にストレスチェックを実施し、希望者が産業医と面談できる体制を整えています。

次に、教職員の待遇改善に向けた国や県への要望の有無についてです。

質の高い教員の安定的な確保を目的とする、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の精神を堅持することや、教職員の意欲向上につながる給与等の待遇改善、教職員の定数改善、学級編成基準の引き下げ、各種加配の拡大お

よび徹底について、山梨県市長会や山梨県市町村教育委員会連合会を通じて国や県に要望しています。

次に、変化する教育環境への対応についてです。

市では、国のGIGAスクール構想や、県が進める25人学級を含め、変化する教育環境に対応するために、学力向上支援スタッフ、スクールサポートスタッフに加え、市独自に講師や学校サポーターなどの人材を確保し、各学校に配置しています。今後も、適切に人的環境を整え、教職員の負担軽減につながるよう努めていきます。

なお、今年度からは、各校のICTの活用をサポートするためのICT支援員を教育委員会内に配置するとともに、各学校のICTに関わるトラブルや相談に対応するヘルプデスクを開設し、教員のサポート体制を整えています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

どうも丁寧なご説明ありがとうございました。

実は今日、山梨日日新聞の記事で、2024年度の公立学校教員の志願者数は826名、2008年度以降、倍率がどんどん低下しておりまして、現在2.74倍となっております。

それから、2023年6月7日と8日の山梨日日新聞では、政府は教員の待遇の抜本的改善として、先ほど申し上げました教職調整額の見直しを明記したと報じられました。

教員の待遇支援としては、金額的な面は国の方策によるところが大きいのと思いますが、笛吹市の独自の施策はできないものでしょうか。

例えば、民間企業では自己啓発や心身リフレッシュおよび豊かな人生を送るための支援として、リフレッシュ休暇取得等の支援を行っているところもあります。

児童が休みとなる夏季休暇等を利用した休暇制度や、自己啓発のための金銭的支援を考えるとといった取り組みが考えられないものか、再質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

笛吹市独自の取り組みとしては、市内の学校に配置をしている市費負担講師と学校サポーターを対象に、講師を招いて自己研鑽のための研修会を実施しております。

また、県費負担教職員については、県のような研修を受ける機会がございます。また、総合教育センター、山梨大学教職大学院をはじめ、大学への内地留学、長期の研修制度等もございます。

また、今、議員さんが言われたとおり、教職員のほうは、夏季休暇を利用して、また土日を付けて、リフレッシュできるような長期休暇を取れるような仕組みづくりもしております。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

それでは2問目、笛吹市学童保育クラブについて質問いたします。

児童福祉法では、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と位置付けています。

現在、笛吹市では10の学童保育クラブがあります。

また、令和7年度を目標に、御坂児童館が新しくなる計画で、笛吹市の重点施策となっています。

令和5年5月時点で、笛吹市小学校の児童数は3,106名、学童保育定員は1,289名、学童保育登録児童数は1,121名です。学童保育登録者の割合は、小学校児童全体に対して約2.8人に1人の割合となっています。

学童保育時間は通常18時半までで、1カ月の学童保育料金は、1人、低学年2千円、高学年3千円です。さらに夏季休暇等での学童保育も行っていますが、学童保育料は別料金になります。

学童保育の運営は、全て指定管理もしくは民間委託であり、直営はありません。

以上のことを踏まえて、以下質問いたします。

1. 学童保育の登録者数と利用者数についての見解を伺います。
2. コロナ渦中の学童保育の、実施状況と運営状況、課題について伺います。
3. コロナ後の学童保育の、実施状況と運営状況について伺います。
4. 学校から学童保育施設への安全な移動の確保、責任の区分について伺います。
5. 行政から学童保育について指定業者および民間委託業者への要求事項を伺います。
6. 全て民間委託もしくは指定管理だが、課題はないのか伺います。
7. 学童保育利用の保護者との意思疎通はどのようにしているか伺います。
8. 学童保育に教育的内容を加えられないか伺います。
9. 学年の枠を超えた縦割りの健全な友だちづくりへの学童保育の取り組みについて伺います。
10. 学童保育料支援について伺います。
11. 学童保育の質の向上について、今後の取り組みを伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、学童保育の登録者数と利用者数の見解についてです。

令和4年度の学童保育の登録者数は、月平均1,092人でした。利用者の少ない土曜日と夏休みを除いた利用者数は、月平均742人となり、利用率はおおむね70%でした。

例年、4月当初には多くの登録がありますが、学校生活に慣れてくると、習い事等の理由から、学童保育を利用しなくなる子どもが出てくるため、利用率が下がると考えています。

また、令和元年度から5年度までの学童保育の定員に対する登録者数の割合は、80%から90%程度で推移していることから、今後も同程度の登録者数が見込まれます。

次に、コロナ禍と5類移行後の学童保育の実施状況、運営状況および課題についてです。

学童保育施設は、笛吹市学童保育室条例に基づき、平日の授業日は児童の下校時から午後6時30分まで、学校行事の振替休日や長期休暇といった平日の休業日は午前8時から午後6時30分まで開所しています。

本市では、コロナ禍にあっても、利用時間や利用人数の制限はせず、新型コロナウイルスの感染が拡大し、学校が休校になった際も、支援員の勤務体制を調整する中で、休むことなく、午前8時から開所して児童を受け入れてきました。

コロナ禍における感染症対策として、全ての施設でマスクの着用、体温チェック、手指消毒を徹底し、パーテーションの設置や施設内の消毒などを行ってきました。現在は、換気を行うとともに、各学校の感染状況や子どもたちの密接度合いによって、マスクの着用等をお願いすることがあります。

学童保育施設は、密の回避が困難な場所であり、ひとたび感染症が流行すると瞬く間に広がるおそれがあるため、感染症対策は常に大きな課題です。

次に、学校から学童保育施設への安全な移動の確保、責任区分についてです。

芦川小学校を除く13校のうち、4校は、学校の空き教室を利用し、3校は市が学童保育施設まで車で送迎を行い、6校は小学校から施設まで徒歩で通所しています。

市が車で送迎する際に、運転手側に過失があれば、市の責任となりますが、徒歩で通所する際の事故や事件などは、その状況や誰に過失があるかなどによって、責任の所在は異なります。

次に、指定管理者および民間委託業者への要求事項についてです。

学童保育は、児童福祉法第6条の3第2項および放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき実施しています。その趣旨は、適切な遊びおよび生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性および創造性の向上を図ることですので、その健全な育成を図る場所となるよう、適切な環境の整備と指導員の資質の向上を求めています。

次に、民間委託や指定管理における課題についてです。

市では、適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、随時ヒアリングを行っています。指定管理者に対しても、年2回のモニタリングのほか、必要に応じて随時ヒアリング等を実施し管理監督しています。

本市の学童保育施設は、それぞれの施設で民間業者やNPO法人ならではのノウハウを活かした運営が行われており、運営方法についての課題はないと考えます。

次に、保護者との意思疎通についてです。

各学童保育施設では、保護者と送迎時に情報の交換を行っているほか、保護者との意思疎通を図るため、施設ごとに工夫を凝らし、保護者会の設置、個別懇談の実施、保護者からの意見箱の設置、保護者との連絡手段としてのアプリの活用などを行っています。

次に、教育的内容を加えられないかについてです。

学童保育は、放課後を安全に過ごすための遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図

るものであることから、指導員には教員免許の保有は求めていません。教員免許がない場合、勉強を教えることはできませんが、各学童保育施設において、宿題などを行う時間を確保し、自主的に勉強ができるよう声かけや働きかけをしています。

中には、宿題は家庭で一緒に取り組みたいので施設ではさせないでほしいという保護者の要望もあると聞いています。

次に、学年の枠を超えた友だちづくりについてです。

基本的には学年ごとに保育スペースを分けて実施していますが、勉強時間以外の時間は、学年の枠を超えた交流が促すことなく自然に行われています。また、定期的開催されるイベントでは、意図的に、学年を超えた交流を実施しています。

次に、学童保育料の支援についてです。

生活保護世帯については、保育料は全額免除しています。また、前年度住民税非課税世帯については、1人目の児童が全額免除、2人目以降は保育料の半分の免除としています。

次に、質の向上に向けた今後の取り組みについてです。

学童保育では、都道府県が実施する認定資格研修を修了した放課後児童支援員を各クラスに1人以上配置しなければならないことから、より多くの職員が研修を受講し、専門的な知識を持って支援が行えるよう、委託事業者にお願いしていきます。

また、指定管理者に対しては、年2回のモニタリングに限らず、市職員が随時現場に出向き現場の状況を確認するとともに、市との意見交換の場を設け、適切な管理監督を行います。学童保育全体の質の向上を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。再質問させていただきます。

以前、一般質問で、若い世代が住みたいまちにすることが、笛吹市の未来を明るくするというのを、子供すこやか部の発足時点で、私から質問をさせていただいた経緯があります。そして、この子供すこやか部の役割は、非常に重いこともお話をいたしました。

児童福祉法の放課後児童健全育成事業という枠を守りながら、あくまでも守りながら、笛吹市独自の学童保育の施策はないものかどうか、その研究をしているかどうかも含めて、お伺いをいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の再質問にお答えをいたします。

若い世代が住みやすいまちで、魅力あるまちにするために、市としての独自の施策等ということでございますが、子育て世帯や若い世代が笛吹市に住みたいと思うきっかけの一つとなるように、他の自治体の学童クラブの先進的な取り組みにつきまして研究する中で、改善を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。ぜひお願いをいたします。

1問目の小学校教員の皆さんに対する質問については、ここまで笛吹は一生懸命対応しているにもかかわらず、先ほどご説明があったように、月80Hの残業をされている方が8.1%、いまだにおられるということに、ちょっと驚きを持っています。

一般企業では、36協定というのが結ばれていまして、私の記憶では月45Hを超える残業については、非常に厳しく制御されていると思います。

このことを考えますと、教職調整額、この4%の、非常に冷たい手当について、私は非常に疑問を持っております。この制度は、お聞きするところによると、昭和41年に制定ができた制度でして、それからもう50年以上経って、なんら変わりがなくここまで来ていると。ようやく政府もそのことに気付いて、ここを10%にしようという考えを持っております。ぜひ私も含めて、みんなのできることはやってあげて、教職員の待遇改善に結び付けたいと考えております。

また、学童保育については、私も孫のために学童保育を利用させていただいていましたが、大変便利な制度でして、特に低学年の1年生から3年生までの間の子どもたちに対しては、親御さんが家へ帰ってもおられませんので、必然誰かということになりますと、おじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行くと。そして親御さんが帰ってくるまでの間、6時半から帰ってくるまでの間、自分たちで見ようになります。2、3時間預かってもらうことに対して、非常に便利だなと思っております。

ところが、高学年になりますと途端に利用する人が、登録者に対しての利用者の割合が低くなってまいります。このところも含めて、定員とか、制度とか、見直しも考えて、有効にこの制度が使えますよう、ご検討いただきますことを希望しまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時27分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

1問目、社会的弱者（孤独・孤立・DV被害者等）支援についてお伺いいたします。

コロナ禍で顕在化・深刻化した孤独や孤立の問題に対して、その予防と、当事者や家族らへの適切な支援を総合的に推進するため、今国会、第211回国会におきまして、孤独・孤立対策推進法が5月31日の参議院議員本会議で可決・成立いたしました。また併せて2001年4月13日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が同年10月13日に施行、また2004年、2007年、2013年、2019年の法改正を経て、今国会におきまして、精神的暴力も保護命令に追加。そして接近禁止令などの期間を半年から1年に拡大。さらには違反に対する罰則も強化がされました。盛り込まれた改正DV防止法が本年5月12日に公布。来年の4月1日より施行される予定でございます。

いずれもコロナ禍における外出自粛や失業、休業などの将来不安によって正常な判断ができなくなった社会的弱者を救済する法整備に向け、実態調査をもとに公明党が強く提言・推進してまいりました。

特に被害者からの声が届きにくい改正DV防止法におきましては、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化のほか、国が定める基本的な方針および都道府県が定める基本的な計画について、被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とすること。また関係機関等から構成される協議会を法定化し、都道府県に努力義務、そして市町村にはできる規定とされております。このような情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等が盛り込まれております。

以上を踏まえまして、笛吹市の取り組みと課題について、市のご見解をお伺いしたいと思います。

1つ、DV被害者に対する笛吹市相談窓口と支援体制への取り組みについてお伺いいたします。

2として、近年のDV被害者相談件数と推移についてお伺いします。

3として、県のDV相談支援センターへの通報と支援実績についてお伺いいたします。

4として、DV被害者支援における今後の課題についてお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、DV被害者に対する相談窓口と支援体制についてです。

DVを含めた人権擁護に関する相談は、市民活動支援課が市の総合的な窓口となり、相談内容に応じて担当部署へつなぎます。

DV被害者に未成年者がいる場合は、子育て支援課、子ども家庭支援担当が相談窓口となります。また、未成年者がいない場合は、ケースによって健康づくり課成人担当が担当することもあります。

それ以外にも、DV被害に関連し、生活費にお困りの場合は生活困窮者支援を行う生活援護課、住む場所が必要な場合は市営住宅を管理する建設総務課など、関係する部署は多岐にわたります。

支援に当たっては、被害者の安全確保が最優先であることを前提に、それぞれ関係部署が密に連携する中で、迅速かつ、きめ細かい支援を行っています。

次に、近年のDV被害者相談件数と推移についてです。

市民活動支援課では、年間1、2件の相談を受け付けています。

また、子育て支援課では、令和2年度は62件、令和3年度は53件、令和4年度は45件の相談を受け付けています。

次に、県の配偶者暴力相談支援センターへの通報と支援実績についてです。

県は配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、被害者からの相談や安全確保といった様々な支援を行う配偶者暴力相談支援センターを設置しています。甲府市にある女性相談所および男女共同参画推進センターびゅあ総合の2カ所が、センターの業務を行っています。

センターへの通報と支援実績としては、令和3年度に市民活動支援課から1件、令和4年度に健康づくり課から1件の通報を行い、センターでの支援につながりました。

市を介さずに、直接、センターに相談するケースも多くあります。笛吹市民から、配偶者暴力相談支援センターに相談があった件数は、令和2年度163件、令和3年度85件、令和4年度109件でした。

次に、DV被害者支援における今後の課題についてです。

県ではDV被害者の一時保護施設を設置していますが、外出や携帯電話の使用の禁止といった制限があるため、利用を希望しない方も多く、支援につながらないことが課題と考えます。

また、DVという重大な人権侵害を受けているにもかかわらず、その認識のない被害者もいることから、DVに関する普及啓発にも力を入れていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。笛吹市の実態が、今日知ることができ、またこれはあくまでも県の支援センターが大きな窓口となり、県下全域と連携を取っているということ、また市としては市民活動支援課が窓口ということが分かりました。

先ほど申し上げました、2001年にDV法が施行されて以降、この内閣府の男女共同参画局で出されている、令和4年11月8日付けの令和3年度分の推移を拝見しますと、2002年には、相談件数が約3万5,943件に対し、2021年度、令和3年度には12万2,478という数字となっております。本当、に約340倍近く相談件数が増えている。特にコロナ禍に入りまして、自粛生活を余儀なくされた中におきましては、それまでより約1.5倍以上の数値が出ているというふうに聞いております。

こうした中、国では新たに電話相談、また来庁以外におきまして、「DV相談プラス」というメールやチャットを利用した相談が出ております。これにつきまして、令和3年度の実績と

して、この12万2千以外に5万4,489件が出ているとあります。特に多い状況ではございますけれども、まだまだ氷山の一角といえます。

こうした中、山梨県、特に笛吹市におきまして、私も以前、相談をさせていただくにあたり、どこの部局にお願いをすればいいのかということでございまして、まず福祉のほうにご相談をさせていただいたところ、実は市民活動支援課が窓口なんですということで、そちらを通させていただきました。その後、きめ細かな対応をしていただきまして、相談者の方も大変に喜んでいただいたところでもございます。

しかしながら、いざというときになったとき、私も迷ったほど、やっぱりネットで調べる場合も、どうしても子育てにつながる部分からの挿入という形でのDVの対策へのホームページ等の連携になっているというところから、分かりづらいというところもあります。

こうした中で、やはり市民活動支援課が窓口であるということを強く市民にもお知らせをしていただくような政策が必要だと思っておりますが、それについて、ご確認のために質問させていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川部長。

○市民環境部長（市川要司君）

中川秀哉議員の再質問にお答えをいたします。

社会的弱者に対する総合的な相談窓口が、市民に分かりにくいということでございますけれども、市民からの総合的な窓口につきましては、市民活動支援課となっております。相談窓口の分かりやすいホームページをつくっていくということと、広報紙等も利用しながら、周知をしていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。公明党では、2021年2月、社会的孤立防止対策本部を設置し、2月から4月までの間に、全国で1,039件の聞き取り調査を実施、時の菅首相に対し提言を申し入れ、孤立対策に対する推進を党としてさせていただきました。

それに伴い、このDV防止法につきましても、同じく氷山の一角となっている、なかなか声が出しづらい、そういった声に対して、どのように受け止めて支援をしていくか、今後、様々な法律で守られているということを認知していただき、一人でも多くの皆さまにお支えできる市政に発展していただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2問目といたしまして、視覚障がい者の情報取得サポートについてお伺いいたします。

障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が、昨年にも成立し、施行されました。

日本視覚障がい情報普及支援協会、JAVISでは、障がい者や小さな文字が読めない高齢者らを支援するため、印刷物やウェブサイトの文字情報を「ユニボイス」と呼ばれる2次元コー

ド（音声コード）に変換するシステムを開発。同コードの文字情報を音声で読み上げる無料のアプリ「ユニボイス・ブラインド」を作成しています。また、このアプリにつきましては、携帯に無料でダウンロードすることも可能だということでございます。

これを受けまして、先進自治体であります福岡県福岡市では、昨年、2022年8月より同協会と連携して大手電気通信事業者の市内ショップや、市役所などで同アプリの使用方法の説明会を実施、年末の12月より市のホームページで公開中の市政情報を音声で聴ける機能を追加。また、市内民間事業者を対象に文字情報を音声コードに変換するパソコンソフトを無償提供する事業も展開。今後、行政手続きに関する書類への音声コードの付与を増やした。またより一層、市民の情報格差解消が見込まれるところでもございます。

先ほどの質問にもありましたが、「書かない窓口」も含め、私も3月に質問をさせていただきました、「行かない窓口」ということも、全国では展開していると聞いております。

こうした先進自治体を通しての、笛吹市の新たなる政策の実現を目指し、以下、市当局のご見解をお伺いいたします。

1. 障がい者からは「今もなお災害ニュースに字幕や手話通訳が付かないケースがある」との声が出ていますが、災害時の対応について本市の取り組みと課題がありましたらお伺いします。

2として、障がい者や高齢者から「点字や拡大文字による選挙公報を作成していない。」との声が出ていますが、有権者の対応について本市の取り組みと課題についてお伺いいたします。

3として、障がい者や未成年者から「DVなどの相談窓口が電話しかなく利用しづらい」との声が出ていますけれども、緊急時の対応について、本市の取り組みと課題についてお伺いします。

4として、市民から「市の広報紙やホームページ上の「市政情報」での情報量が、文字数が多すぎて内容が分かりづらい」との声がありますけれども、これに対しましての市の取り組みと課題をお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えをします。

視覚障がい者の災害情報取得サポートについてのご質問のうち、まず視覚障がい者の災害情報取得に係る取り組みと課題についてです。

現在、視覚障がい者への発災時の災害情報の伝達については、防災行政無線の屋外拡声放送と個別受信機による放送のほか、フリーダイヤルの電話で録音された防災行政無線の放送内容を聞くことができるサービスを行っています。

今年度は、防災行政無線の機器の一部入れ替えに合わせ、新たに防災アプリを導入いたします。この防災アプリは、防災行政無線の放送内容を音声で伝えるサービスも提供できます。

防災行政無線の屋外拡声放送は、雨や風が強い状況下では、音が聞き取りにくいなどの課題があるので、防災アプリの導入をはじめ、複数の情報伝達手段を用いて情報を伝えられるよう、今後も研究していきます。

次に、点字や拡大文字による選挙公報の取り組みと課題についてです。

選挙公報の点字や拡大文字への変換については、特に市長・市議会議員一般選挙の場合、告示から7日間という短い選挙期間であることから、対応が難しい現状にあります。

視覚障がい者への対応として、県は、令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙において、県のホームページで音声による選挙公報を掲載しました。

本市においても、来年度執行予定の市長・市議会議員選挙から、市のホームページに音声による選挙公報が掲載できるよう取り組み、行います。

障がい者向けへの選挙公報の在り方につきましては、今後も引き続き研究していきます。

次に、DVの相談窓口が電話しかないが、緊急時の対応に係る本市の取り組みと課題についてです。

DVを含む障がい者虐待については、県の制度を基に、地域自立支援協議会の声を反映する中で、障害者虐待に対応する手順等を示した虐待対応システムを策定し、このシステムに則り、市担当部署だけではなく、障がい者基幹相談支援センターおよび市内4カ所の委託相談支援事業所において、通報、届出の受理を行っております。

また、障がい者本人からは声が挙げづらい現状を踏まえ、虐待発見チェックリストを活用し、障害福祉サービス事業者とも連携を行い、早期の発見に努めています。

相談方法については、対面、電話およびメールで行っていますが、今後はそれ以外の相談方法についても、地域自立支援協議会などで協議を行ってまいります。

子どもに関わるDVを含む虐待の相談には、子育て支援課において、対面もしくは電話で対応しています。近隣住民から市役所に通報があった場合は、国の示すガイドラインに基づき48時間以内に安否確認を行っております。

障がい者や子どもは、DVを受けていても、自分から相談や通報をすることが難しい場合もあることから、家族や支援者、関係機関が情報共有を図る中でDVの早期発見に努める必要があります。

次に、市の広報紙やホームページにおける取り組みと課題についてです。

広報ふえふきについては、音声による「声の広報」を毎号作成し、視覚障がい者などに配布しています。また、昨年度から全ページをカラー刷りに見直すとともに、なるべく文字数を少なくし、写真や図表を多用するなど読みやすく、分かりやすい紙面づくりに取り組んでいます。

また、市ホームページについては、これまでも、音声読み上げ、文字の拡大、ふりがな表示、AIチャットボット、こういった機能を順次取り入れ、見やすく、理解しやすいサイトづくりに取り組んでまいりましたが、さらに機能面の向上を図るため、今年度、リニューアル作業を進めております。

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが理解しやすく、目的の情報にアクセスしやすい広報紙や、ホームページづくりは課題と認識しています。今後、スマートフォンをかざすだけで文字情報の読み上げをしてくれる「ユニボイス・ブラインド」アプリの活用も含め、先進自治体の事例を参考にしながら、一層の利便性向上に取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。先ほども質問を読み上げる際、危うく小さな文字が読みづらく、メガネを上げてしまったケースを見せてしまいました。私も、だいぶ老眼がひどくなってきたのかなと感じているところでございます。

音声で聞く場合もでございます。また私のように、普通に対応できても、いざというときに使えないというところもあります。そういった場合、様々なケースがあると思いますので、ぜひとも先進自治体、また先行例を見ていただきながら、笛吹市として市民の安心・安全が獲得できるような施策をお願い申し上げ、以上、私の質問に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、笛吹市の公共交通・交通弱者の足の確保について質問いたします。

交通弱者の足の確保は、高齢者や障がい者だけでなく、多くの市民が関心を寄せる問題です。笛吹市では市内の公共交通について長年検討され、令和5年3月笛吹市地域公共交通計画を策定しました。計画の対象区域は笛吹市全域とし、従来の公共交通サービスに加えて、送迎サービス事業など、地域にある多様な輸送資源の有効活用についても、併せて検討していくが、既存の公共交通の利用が困難な市民に向けたドア・ツー・ドアの福祉移動支援サービスは、対象外としています。

計画目標として、①地域公共交通の利用圏域の拡大および利用者数の減少傾向の改善、②地域公共交通の維持に係る市負担額の増加抑制、③地域公共交通の市民満足度の向上、④モビリティ・マネジメントの促進の4つを挙げています。今回の計画の目玉となると思いますが、目標達成に向けた施策として、A I デマンド交通による新たな交通システムの導入を行い、市営芦川バス、デマンドタクシー、一宮循環バス、境川巡回バスの運行を順次廃止する計画となっています。

3月8日には公共交通についての意見交換会が開催され、参加者から意見・要望が寄せられました。しかし、新たな交通システムの導入については、市民に浸透しておらず、今後も説明会・意見交換会を開催し、市民からの要望・意見を聴きながら進めていくと同時に、公共交通を使えない方への対策も進めていく必要があります。

全国各地でA I デマンド交通の導入が進んでいますが、成否を分けるポイントとして、導入の目的や要件を整理し、どのような地域課題を解決したいのか、はっきりさせておかなければなりません。以下伺います。

1としまして、A I デマンド交通についてお聞きします。

ア. 利用できる対象者は笛吹市民に限られるのでしょうか。市民と一緒にあれば、市外の人も乗れるのでしょうか。

イ. 運行する曜日と時間はいつでしょうか。

- ウ. 予約時間はどのくらい前から可能でしょうか。
- エ. 利用料金はいくらでしょうか。笛吹市内であれば距離に関係なく同一料金でしょうか。
- オ. 子どもや障がい者、高齢者の割引を考えているでしょうか。
- カ. 定期券や回数券について考えているでしょうか。
- キ. 市民からの要望があれば停留所を増やすことは可能でしょうか。
- ク. 今のデマンドタクシーでは、帰りは家の近くで降ろしてもらうなど臨機応変な対応がされていますが、そのようなことは可能でしょうか。
- ケ. 停留所の場所をどのように周知するのでしょうか。
- コ. 予約が重なり導入台数で対応できない場合はどうするのでしょうか。
- サ. スケジュールでは、令和8年3月に境川循環バスが廃止されますが、利用状況を見ると令和3年度、境川小学校で1,551人の乗降者となっています。通学で巡回バスを利用している児童はスクールバスを利用することはできないのでしょうか。あるいは、別の対策を考えているでしょうか。
- シ. 今後、AIデマンド交通の周知について、どのような方法で行っていくのでしょうか。2としまして、AIデマンド交通以外の支援についてお聞きします。
- ア. 公共交通の利用が困難な方への福祉移動支援サービスは検討されているでしょうか。
- イ. 市内にボランティアによる移動支援を行っている団体はあるでしょうか。
- ウ. 在宅で、交通手段の利用が困難な高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成する高齢者外出支援助成事業は、市民税非課税という所得制限があり、生活保護の被保護者は対象にならないという制限があります。また、これとは別に、市民活動支援課の事業として、運転免許証を自主返納した方に対し、タクシー券を支給する事業がありますが、有効期限は1年という制約があり、2年目以降は支援がありません。AIデマンド交通の普及はタクシー事業者にとって、利用者の減少につながるのではという警戒心が起こると思います。そこで、高齢者外出支援として、所得制限をなくし、生活保護受給者も対象として希望する方全員にタクシー券を支給する事業としてはどうでしょうか。タクシーを利用する人が増えることにより、タクシー事業者を支援することになると思いますが、どうでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、AIデマンド交通についてです。

利用対象者について、実証運行では、市民に限定する予定です。ただし、高齢者や障がい者等を介助するために同乗する場合は、市外の方でも利用できるよう検討しています。

運行する曜日と時間について、運行する曜日は、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日まで、運行時間は、午前8時から午後6時までを予定していますが、市民の皆さまのご意見も伺いながら、引き続き検討していきます。

予約の受付については、車両の運行状況にもよりますが、利用日の1週間前から、乗車の直前まで行えるよう検討しています。

利用料金、割引制度および定期券・回数券等の導入について、利用料金については、現在、

笛吹市地域公共交通会議で協議を行っています。割引制度の適用や定期券、回数券の導入等も含め、先進自治体の事例を参考にしながら、市民の皆さまが利用しやすい料金設定を検討していきます。

停留所の増設について、停留所は、今後、市民の皆さまのご意見を伺いながら、設置場所を選定します。また、運行開始後であっても、要望に応じて、停留所を増設することは可能です。

乗降場所について、決められた路線を走る路線バスやデマンド交通は、自由降車区間を設けることが可能ですが、A I デマンド交通は、走行ルートを決めていないため、停留所での乗降が原則となります。

予約が重なり乗車できない場合の対応について、同じ時間帯に予約が集中し、希望の時間に乗車できない場合は、利用時間の変更などをお願いすることになります。

なお、運行開始後の利用状況により、車両の不足が常態化するような場合は、追加配備も検討します。

境川巡回バスをスクールバスとして利用している児童への対応について、境川巡回バスのスクールバスとしての機能については、利用状況、今後の必要性等も踏まえ、教育委員会において境川町におけるスクールバスの在り方を検討します。

停留所の場所の周知およびA I デマンド交通の周知について、事前の利用者登録や乗車予約が必要なデマンド交通は、地域の皆さまへの丁寧な説明が不可欠と考えています。停留所の場所やA I デマンド交通の利用方法などを分かりやすく説明したパンフレットを作成し、対象地域の皆さまに配布するとともに、行政区ごとに、利用登録、利用方法等に関する説明会を実施します。

次に、A I デマンド交通以外の支援についてです。

公共交通の利用が困難な方への福祉移動支援サービスについて、高齢者の外出支援として、75歳以上で一人暮らしの高齢者または65歳以上のみの世帯に属する75歳以上の方で、市民税が非課税の方を対象に、タクシーの利用料金の一部を助成する高齢者外出支援助成事業を実施しています。

また、地域全体で高齢者の日常生活を支援する体制を強化するために、地域住民が支え合う地域づくりを推進する生活支援体制整備事業を実施しており、この事業の中で、移動支援にも取り組んでいます。

障がい者に対する移動支援は、在宅の重度障がい者を対象に、タクシー券を交付する福祉タクシー利用助成を実施しています。

また、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの一環として、一人での移動が難しい視覚障がい者の外出に同行して移動を支援する「同行援護」や、知的障がい、または精神障がいがあり一人での行動が難しい方に、危険の回避や行動の手助けといった外出時の移動支援を行う「行動援護」などの各種サービスを、それぞれの障がいの程度や生活状況に合わせて提供しています。

障がい者の移動支援に係る課題については、笛吹市地域自立支援協議会において、今後も検討していきます。

ボランティアで移動支援を行う市内の団体について、現在、御坂町、八代町および芦川町の一部地区において、住民同士の支え合いにより、区内の高齢者等を対象に、交流の場であるサロン、スーパーおよび病院等への送迎支援を行っています。

今後、さらに生活支援体制整備事業を推進し、他の地区での移動支援の拡大に努めます。

高齢者外出支援助成事業の対象拡大について、高齢者外出支援助成事業は、加齢による身体的な理由で停留所や駅に行くことが難しいだけでなく、経済的に困窮していることで、交通手段を確保することが困難な高齢者を対象としています。

また、生活保護の被保護者については、通常的生活保護費とは別に、通院や就職活動等、状況に応じて移動に係る費用の給付を受けることができるため、現時点で高齢者外出支援助成事業の対象者の拡大は考えていません。

なお、A I デマンド交通の導入については、市内タクシー事業者等の営業にも配慮しながら進めます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

A I デマンド交通については、来年の1月から実証運行が始まるということで、まだ決まっていないことが多いと思いますので、私が聞いている市民からの要望をお伝えいたします。

まず、料金についてですが、今まで1乗車100円、200円で乗っていた方々にとっては、同じ金額で利用したいという声があります。多くの市民が利用しやすくするためにも、金額は高くしないでいただきたいと思います。

運行日については、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日までとなっていますが、買い物やイベントに参加するために、日曜日にも使いたいという声があります。ぜひ実証運行期間に日曜日にも運行していただき、利用状況を見てから判断をしていただきたいと思います。

境川小学校のスクールバスについては、巡回バスを利用している児童や保護者の意見をよく聞いて、子どもたちが安全に通学できる方法を検討していただきたいと思います。

実証運行開始まで、あと半年ありますが、多くの市民の意見を聞いて、市民が使いやすい公共交通となるように検討を進めてください。

次に、自衛隊への名簿提供について伺います。

防衛省報道室によると、22年度、住民基本台帳に記載されている18歳と22歳男女の住所・氏名・生年月日・性別の4情報を電子・紙媒体で提供した自治体は6割を超えと言います。自衛官募集のための自衛隊への自治体の名簿提供に、「本人の同意なしに、個人情報を提供するのは、個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害ではないか」「住基法は閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は認めていない」など、住民の不安や批判が広がり、全国各地で反対運動が起きています。

笛吹市役所には自衛官募集の大きな懸垂幕が掲げられており、自衛官募集に協力しています。

以下伺います。

1. 笛吹市では懸垂幕以外にどのような協力をしているのでしょうか。
2. 自衛隊へ電子・紙媒体での名簿提供を行っているのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

自衛隊への名簿提供についてのご質問のうち、まず自衛官募集に伴う懸垂幕以外の協力についてです。

自衛隊法第97条第1項では「市長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定されています。

本市では、毎年、市の広報紙に募集記事を掲載しているほか、市役所本館カウンターにのぼり旗を設置しています。

次に、自衛隊への名簿提供についてです。

自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、市長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」と規定されています。

この資料には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、本市では防衛大臣からの求めに応じ、紙媒体による名簿提供を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

笛吹市でも名簿の提供が行われているということで、大変驚きました。このことについては、ホームページにも掲載されていないと思いますが、どのような検討がされて、いつから提供されているのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林匡君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

まず、いつから名簿提供されているかにつきましては、承知していますのは平成16年の合併時から名簿の提供は行われております。

検討につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づきまして、防衛大臣の求めによって、本市では名簿の提供を行っております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

本人の承諾がなく、個人情報を提供されることについて不安に思う市民がいると思います。名簿の提供はするべきではないと考えますが、それができないのであれば、情報提供の対象者を示し、情報提供をしていることを知らせた上で、自衛隊への情報提供を希望されない方には、除外申請ができるようにするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

小林課長。

○総務課長（小林匡君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

全国の自治体におきましては、希望者の申請によりまして、名簿から個人情報を外すための除外申請という手続きを行っているところがありますので、本市においても、そういった自治体を参考にさせていただいて、今後、考えていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

意見はありますか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

現在、岸田首相は、軍事費を5年間で43兆円に増やし、敵の基地を攻撃できる兵器を日本に配備しようとしており、自衛隊員はますます危険な任務を負うこととなります。憲法の解釈を変更しただけで、集団的自衛権が認められ、自衛隊は海外の紛争地域に派遣される危険な状況に置かれています。

新しい戦前といわれる中で、自衛官募集を積極的に行うことは、戦争をする国づくりを進め、子どもや孫たちを戦場に送ることにつながるのではと危惧されます。

平和と人権、地方自治の立場で、自衛官対象年齢の子どもたちの名簿を本人の同意なく提供することは、直ちにやめることを強く要望し、質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終了します。

暫時休憩いたします。

再開を2時35分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

市長におかれましては、イタリアローマで開催された世界農業遺産認定式へのご出席、お疲れさまでございました。

世界農業遺産の農地、農業、文化の継承発展のお考えを一層強くされたことと思います。

さて、今回の一般質問は2問、多目的芝生グラウンド整備基本計画についてと諮問委員会の運用についてでございます。

問1、多目的芝生グラウンド整備基本計画について。

改めて意見交換会の会場からの発言を読み直しました。「芝生グラウンドで練習したい。」「子どもたちに芝生グラウンドで練習をさせてあげたい。そのために早く芝生グラウンドを実現してほしい。」「という意見が発言者27名中15名でございました。「早く芝生グラウンドがほしい。」これが関係者の第一の、また共通の願いだと思います。

総事業費が40億円にもなるかという点について、要望書も出してきたスポーツ関係者は「40億円などと想像もできなかった。」と語り、文化関係者からは、「その10分の1でも施設の充実に回してくれたならありがたいのに。」と聞かされました。もっともな意見だと思います。

整備予定地の畑に「その当該地への芝生グラウンド建設反対」この看板がたくさん立てられています。一人の地権者は『温泉と果実のまち』と言って農地の転用には厳しい規制がかけられてきた。世界農業遺産にも認定された。それなのに、いとも簡単に優良農地を潰し、グラウンドに変えるなど納得できない。芝生グラウンドを整備するなら既存施設を芝生化すれば事足りるではないか。私はそれまでの仕事を辞めて、ここで農業をしようと決意した。決してこの土地は手放さない」と話してくれました。まったく正論だと、私は思います。

市が基本計画に固執するならば用地確保の見通しが立たず、一日も早い実現が求められている芝生グラウンドはいつまで経っても見通しが定まらないと、こういうふうに思います。

さて、質問します。分かりやすく、小項目ごとに、きっちり答えていただきたいと思います。

まず、広大な優良農地を潰すことについてです。

ア. 基本計画では予定地を「みさかの湯」南隣、5万9千平米としました。そのうち農地は何平米か。作物別の作付面積および耕作放棄地は何平米か。当該農地のうち耕作放棄地は5%以下、また周りは「はやば地域」と呼ばれ、路地ものでは他の産地より早く出荷できるという優良農地だと思うがどうか伺います。

イ. 基本計画策定において、優良農地をできる限り潰さないという検討の跡が見られない。それでよいのか伺います。検討したならば、どこでどんな検討がなされたか伺います。

ウ. 優良農地を潰すことについて、どう考えているか、その考え、明確な説明を求めます。

2つ目、(案)から事業費が大幅に引き上げられた問題について伺います。

ア. (案)の段階では14億7,200万円とされていた施設整備費が、3月3日に議員に示された多目的芝生グラウンド整備基本計画で、いきなり1.7倍の25億2,800万円に跳ね上がりました。ほかに用地費等11億4,400万円です計36億7,200万円。さらに詳細設計や地質調査費等が加わり、総事業費は40億円にもなるものと考えられます。事業費の抜本的節減策を考えるべきだとは思わないか伺います。

イ. スポーツ関係者からも「40億円などとは想像していなかった」。また、多くの市民から「お金がないと言って、様々我慢が強いられてきたが、いきなりこんな膨大な事業費を打ち出すとは何ごとか」という声が上がっております。この声に答えることが必要ではないか、どう説明するのか伺います。

ウ. 3月3日はすでに一般質問、代表質問も終わっております。ところが令和5年度予算

にはこの基本計画に着手する基本設計の委託費が計上されました。40億円程度に跳ね上がった基本計画について、議会、市民が議論する時間が与えられないまま、基本計画が進められることになりました。基本計画に着手してから、市民、地権者に説明、理解を求めるというのは順序が逆ではないかと思いますがいかがでしょうか、伺います。

エ. 市民、地権者の理解が得られないままの基本設計予算の執行はすべきでないと思うが市はどう考えるか伺います。

次に、3. グラウンドの数は不足しているかという問題です。

公共施設等総合管理計画は公共施設の縮小・統廃合をうたっています。なぜ、多目的芝生グラウンドだけ農地を潰し、新たに整備する計画なのか。では、グラウンドは今後不足するのか。時間帯別稼働率を見ると多くの市営グラウンド、学校開放グラウンドに余裕があります。八代、境川グラウンド、一宮中学校のグラウンドの稼働率は、確かに極めて高いのでありますが、同一地域の学校グラウンドを合わせると、不足するとは言えません。石和西小学校、富士見小の稼働率が、これも高いわけですが、これは石和中のグラウンドの活用が少ないこと、石和地域の市営グラウンドが小さいことが大きな原因じゃないかと思います。一部地域を除きグラウンドの数は不足していないと思います。いかがでしょうか。

では質はどうか。かつて夜間照明施設等充実を図り、一部グラウンドの散水設備整備などが行われ、また近年、照明のLED化はありますが、時代に合った整備は乏しいと言わざるを得ません。芝生グラウンドゼロもその一例であると思います。以下伺います。

ア. グラウンドの数は不足していないと思うがいかがでしょうか。

イ. 既存グラウンドの時代に合った・ニーズに合った整備が必要ではないか伺います。

ウ. 中核的芝生グラウンドを否定するものではございません。グラウンドが不足していないなら新規に造るのではなくて、既存施設を活用・整備すべきであり、特に不足気味の地域の既存施設の活用・拡張を図るべきだと思うがどうか伺います。

エ. 施設を新規に造れば、整備費とともに、維持管理費が増えるのではないか。一方、財政に限りがある中で、既存グラウンドの整備がおろそかになるのではないかと心配いたします。伺います。

次に4点目、浸水想定区域は候補地から除外する、という点について伺います。

検討委員会議事録によりますと、2回の委員会にわたり、複数の委員から「スコレーセンター周辺を候補地に挙げたらどうか」という提案がありましたが、事務局すなわち市の「浸水想定区域でないところを条件とする」という考えで、この提案は否定されました。

人命、貴重な資料、経済的被害額がより大きい学校、保育園、図書館、住宅はよくて、グラウンドは駄目だということは、到底市民に理解されないと思いますがいかがでしょうか、伺います。

次に5番目、芝生グラウンド整備は既存施設の活用の方針転換をすべきだと提案いたします。

第1、できる限り優良農地を潰さず芝生グラウンドを整備してほしい。そのためには既存施設の拡張、活用の方針転換すべきではないか、いかがでしょうか。

第2に、優良農地を手放さないと固く決意をしている地権者がいる中で、芝生グラウンドの早期実現は見通せるのか伺います。早期整備のためにも、既存施設の活用の方針転換すべきではないか、いかがでしょうか。

第3に、事業費縮減、維持管理費の縮減のためにも、既存施設の活用の方針転換すべきでは

ないか、いかがでしょうか。伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、農地の転用についてです。

計画予定地の農地の面積、作物別の作付面積、耕作放棄地の面積および周囲の農地について、整備候補地内の農地は約5万1千平方メートルで、そのうち、桃が約2万2千平方メートル、ぶどうが約2万4千平方メートル、野菜が約2,700平方メートル、耕作放棄地は約2,300平方メートルです。

整備候補地周辺は、10ヘクタール以上の一団の農地区域で、第一種農地であることから、優良農地といえます。

整備候補地の選定の過程および農地の転用について、敷地面積の大きい施設を整備する場合、用地取得費や補償費等、様々な条件を考慮すると宅地以外を整備候補地に選定することは一般的であると考えます。

多目的芝生グラウンドの整備候補地選定の過程は、多くの市民が利用しやすい、災害リスクが低い、市外から訪れやすい、宿泊先に行きやすいという、市民および市外からの利用の視点を持って、市全域から都市計画の基本的な方向性に沿ったエリアを抽出し、さらに、利用のしやすさ、スポーツ・ツーリズムへの寄与、財政負担の軽減などの評価指標を基に、整備候補地として「望ましいエリア」を選定しました。その後、望ましいエリア内で整備に必要な敷地面積、道路幅員、インフラ等の要件を満たした敷地を選定しました。

「桃・ぶどう日本一の郷」を標榜する本市にとって、果樹栽培を中心とした農業は基幹産業であり、農地の確保は重要であると認識していますが、市は、子育てや高齢者福祉、学校教育、生活環境など市民の皆さまの生活に密接にかかわる施策について、幅広く総合的かつ計画的に進める必要があります。

次に、事業費についてです。

事業費の節減について、令和4年8月29日に、議会にお示しした基本計画案に記載したとおり、概算事業費の試算は、基本設計や用地取得などに係る費用は含んでいません。また、整備候補地が決まっていない上、コートやクラブハウスなどの整備内容が確定していないことから、他の自治体で、近年整備された類似施設を参考に試算しました。

基本計画は、検討委員会から答申された基本計画案を基に、市民との意見交換会やパブリックコメントで出された意見、議会からの提案を参考に、市が整備候補地を決定し、必要な施設や機能等を検討し策定しました。

基本計画では、意見交換会等において、保護者や来場者の観戦スペースが必要との要望が出されたことを踏まえ、クラブハウスの屋上で観戦ができるよう鉄骨造にしました。また、整備候補地が傾斜地であることから、掘削土量、積込土量、残土処分費、土砂運搬費を見込みました。さらに、年齢を問わず、多くの市民が多様なスポーツを楽しんでもらえるよう、芝生の上で行う競技だけでなく、施設の敷地を利用し、都市型スポーツと呼ばれる3人制バスケットボールコート、スケートボードパークを整備することとしました。

今後、基本設計において、事業費についてしっかり精査しながら進めていきます。

事業費に関する市民への説明について、今後、市民の皆さまへの説明会などを開催する中で、基本計画を基に、事業費についても丁寧に説明していきます。

市民や地権者への基本計画の説明については、基本計画案の段階では、整備候補地とともに地権者が決定していないことから、その内容等を説明することはできませんでしたが、今後は、具体的な整備候補地などを示した基本計画を基に、地権者の皆さまをはじめ、市民の皆さまに丁寧な説明を行い、ご理解をいただきながら進めていきます。

基本設計予算の執行について、基本設計の実施に当たっては、市民、地権者の皆さまのご理解を得る努力を重ねながら進めていきます。

次に、既存グラウンドについてです。

グラウンドの数について、既存グラウンドの年間稼働率は、全8施設のうち、八代南部スポーツ広場と芦川スポーツ広場を除く6施設が、平日・休日ともに6割以上、そのうち4施設は、休日利用が8割以上、2施設は9割以上となっており、全市的に高いといえます。

多目的芝生グラウンドの整備に伴い、既存施設との利用のすみ分けがされ、現在、高い利用状況にある既存のグラウンドも利用しやすくなることが期待されます。

時代やニーズに合った既存グラウンド整備については、既存グラウンドは、稼働率が高いものの、全て土であり、利用ニーズの高いサッカーやグラウンドゴルフなど、芝生の上で行うことが望ましいとされる競技には対応しきれていない状況にあります。

現在、国が教員の働き方改革の一環として、中学校における休日の部活動を学校単位から地域単位の取り組みとする、いわゆる地域移行について、可能な限り早期の実現を目指すとしてきています。また、利用ニーズは多様化し、競技レベルの向上に資する施設、ケガを防ぐことができる施設整備も求められています。

このような状況や、既存社会体育施設の利用状況などを考慮した上で、多様化する利用ニーズに対応し、質の高い競技環境を構築するため、競技特性に応じた専門性の高い施設に整備することを検討しています。

既存施設の活用について、既存グラウンドの芝生化については、平成27年度から平成29年度にかけて芝生のグラウンドを1面整備することを前提とした検討を行いました。整備に至らなかった経過があります。

多目的芝生グラウンドは、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるように整備するとともに、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指すスポーツ・ツーリズムにも活用できるようにすることを目的としており、3面のコートやクラブハウス、駐車場などを整備することとしています。

整備面積は約5万9千平方メートルで、市民の利用を主とする中、市外の方や宿泊者の利用も考慮し、安全でアクセスしやすいことが重要だと考えました。既存施設では、これらの規模や位置に対応していないことから、新たな場所を選定する考えとなりました。

多目的芝生グラウンドの整備後は、サッカーやグラウンドゴルフなどの競技が芝生グラウンドに移ることが見込まれ、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設に整備することを検討していきます。

整備費や維持管理費の増加と既存グラウンドの整備について、多目的芝生グラウンドを新たに整備することで、当然、施設の維持管理費は増加します。既存グラウンドを含む社会体育施

設は、計画的に必要な機能の維持や改修をしていきます。

次に、浸水想定区域外を整備候補地にしたことについてです。

新たな施設を整備する場合、その目的やどのような方が利用するかなどによっても、整備する場所の考え方は異なります。

小中学校や保育園、学童保育施設など、住民生活に密着し、その生活区域に整備が必要な施設については、浸水想定区域においても整備していく必要があります。

一方で、必ずしも、生活区域に整備する必要がなく、全市的な利用を想定する施設の整備に当たっては、整備の目的や利用対象者、施設規模などを踏まえ、主たる利用方法以外に、どのような活用が可能か検討する必要があると考えます。多目的芝生グラウンドは、より災害リスクの低い地域に整備することが望ましいとし、整備候補地を選定しました。

次に、既存施設を活用した芝生グラウンドの整備についてです。

既存施設の拡張や活用について、整備候補地は、様々な条件を勘案した上で選定しております。現時点で既存施設の拡張や活用の方針転換する考えはありません。

早期整備のための既存施設の活用については、早期に多目的芝生グラウンドが整備できるよう、市民や地権者の皆さまに対して、丁寧な説明を行い、ご理解を得る中で、進めていきます。

事業費および維持管理費縮減のための既存施設の活用について、事業費および維持管理費については、基本設計において、しっかり精査しながら進めることとしており、現時点で既存施設を活用して多目的芝生グラウンドを整備する考えはありません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の答弁で、優良農地を潰していいのか、どうなのかという問題については、まったく検討されていないということがはっきりしたわけでございます。そして、今の答弁では、既存施設の活用、拡張で目的が達成されないということには、まったくならないということが明らかになったと思います。

次の質問に移ります。諮問委員会の運用について。

諮問委員会の運用について、2つを例に原則的な運用を求めるものであります。

市は多目的芝生グラウンドの検討にあたって「従来、大きな事業を進める際、市が最初から構想を打ち出し、それに対する反発があって、事業が進められなかった。その反省に立って、今回は市の構想を打ち出すのではなく、市民・学識経験者に検討をお願いする」と言って、検討委員会を立ち上げました。以下、この点について伺います。

ア．設置条例のとおり、検討委員会は市長の委嘱で委員を決め、市長が諮問し、答申を求める市長の諮問機関であり、検討委員会の答申を市民や議会に対する権威付けに使ってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

イ．検討委員会を立ち上げたことが、民主的に進めたことにはならないと思うがどうか伺います。

ウ．構想、基本計画など、それぞれの段階で市の考えをしっかりと示し、市民や議会の意見を聞くことが必要ではなかったか伺います。

2つ目に、青楓美術館の廃止、春日居郷土館への併合の準備が着々と進んでおります。これについて、私は一般質問で、青楓美術館の存廃という最大の問題については、まず条例に明記されている運営協議会に諮問し意見を求めるべきだと指摘しましたが、諮問は行ったかどうか伺います。

3つ目に、多目的芝生グラウンド問題と青楓美術館問題で諮問機関の運用がまったく異なる。ご都合主義的な運用はやめるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会についてです。

検討委員会への諮問の目的について、多目的芝生グラウンド整備の考え方や内容が、市役所のみ独善的なものとならないように、幅広くご意見を伺うため、学識経験者や関係団体の代表者で構成する検討委員会に、基本計画の策定に関することについて、市長が諮問しました。委員会は諮問に応じて調査検討した結果を市長に答申しました。

民主的な進め方について、多目的芝生グラウンドは、整備に必要な基本的な考え方の段階から、市民の皆さまと一緒に検討を進めてきました。

検討委員会で審議いただいた基本計画案については、その作成段階において、全市民を対象とした意見交換会、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見をお聞きしました。また、検討委員会での審議はすべて公開し、議事報告もすべての会議資料とともに、その都度、市ホームページに掲載しています。

段階ごとに市民や議会の意見を聞くことが必要について、整備を進めるにあたり、市民の皆さまや議会にその内容を説明し、ご意見をお聞きすることは当然のことと考えています。

基本計画案の策定段階である令和4年6月から7月にかけて、全市民を対象とした3回の意見交換会とパブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見をお聞きしました。今後も基本計画を基に市民の皆さまに丁寧な説明を行ってまいります。

議会に対しては、基本計画案および基本計画の策定段階において、その内容を説明してきましたが、十分な議論が尽くされていないとの議会からの附帯決議があったことを重く受け止め、丁寧な説明を行い、ご意見をお聞きしながら進めてまいります。

次に、青楓美術館の春日居郷土館への機能統合に係る運営協議会への諮問についてです。

笛吹市美術館運営協議会は、博物館法第23条第1項に基づき設置した機関で、館長の諮問に应ずるとされています。したがって、この協議会に諮問する事項は、館長の分掌事務にとどまるものと解されます。

このため、青楓美術館の春日居郷土館への機能統合については、協議会への諮問ではなく、話し合いを継続的に行い、課題解決に向け取り組んでいます。

次に、諮問機関の運用についてです。

諮問機関については、条例等に規定されていますので、条例等に則り運用しています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

再質問いたします。

青楓美術館について、2021年3月に青楓美術館は春日居郷土館へ機能を集約し、建物を除却すると個別施設計画で決定しました。また2023年に春日居郷土館改修設計、2024年大規模改修、2025年に青楓美術館の春日居郷土館への統合、青楓美術館の除却と行程表で示され、進められております。

この決定を見直し、まずもって運営協議会に青楓美術館のこれからについてどう考えるか、この点をまず諮問し、さらに関係者、地元とか、あるいは寄贈者の親族、こうしたところをしっかり意見を聞くことが必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

博物館法第23条第1項の規定により、笛吹市美術館運営協議会は設置されています。同条の第2項で、博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関とするとしておりますが、館長が協議会に諮問する事項は、館長の所掌事務にとどまると解しているため、答弁しましたとおり、青楓美術館の春日居郷土館への機能統合につきまして、館長は諮問しないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

青楓美術館に関して、私、今の質問でその意見を求める、しっかり聞くことをしないかというふうに聞いたわけですが、諮問はしないの一言で、結局、聞かないという一言で終わっちゃったんですね、今の答弁。非常に残念です。

意見を述べます。

多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会は、市長の諮問機関です。ですから検討委員会の答申は、市長の政策や計画を策定する際に、市長が参考にすべきものであります。

一方、議会や市民の議論の対象は、市が提示した政策や計画であり、それは3月3日に示された基本計画でございます。ところが議論の暇もなく基本計画に着手する基本設計委託費が当初予算に計上されました。この委託費を削除する修正案を出しましたが否決され、原案が可決されたため、市長は基本設計委託について、議会の承認を得たことになりました。

事業規模、内容ともに重大な基本計画について、しっかりした市民の議論、議会の議論が必要です。議論の結果、あるいは事業の見通しが立たないなどの事情で、基本計画変更が余儀なくされることも十分予想されます。

フリーハンドを得た市長ですので、しっかりした議論と、事業の見通しがつくまで、基本設計委託費を執行しないことを求めます。もし、それをして進められないということになれば、予算の無駄になります。

最後に、議会の対応についてであります。

議員の一部からは、基本設計委託予算を承認したんだから、あと議会で何を議論し、提言できるのかという諦めにも似た意見もあります。そうでしょうか。市民の負託に応えて、政策や計画について審議を尽くすことが議会の任務です。

これまで基本計画の議論はほとんどされておきませんが、この議論を通じて、基本計画に対して提言することも可能です。用地問題についても打開策を検討し、提案することも可能です。

市民の負託に応え、議会の任務を全うし、正義を守り、市民と市の将来に最良の結果を残す議会とするために全力を尽くします。そうした議会にすることを全議員に呼びかけて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。よろしくお願いします。

時代の変革とともに、教育環境も変わろうとしています。今までは主に公立学校にしかなかった特別支援学級を、民間の学校や施設が手掛けるようになりました。少子化による児童生徒総数の減少と、学校に通えない児童生徒が増加していることが要因ではないかと考えます。今や、教育は産業としての一面を持ってきました。

欧米では、すでに日本へ教育の輸出を始めています。質の良い教育は、立派な輸出産業となると判断し、国家戦略として行う国が出てきています。その経済規模は数兆円から数十兆円と試算され、それぞれの国へ自国の名門ハイスクールをつくり、そこから自国の大学へ留学生を誘致するのです。

一例を挙げると、イギリス政府は目標をつくり、2030年までに教育輸出額を年間350億ポンド、各年度の留学生総数を60万人へと増加させることとしています。

すでに岩手県の安比高原には、チャーチル元首相も学んだ名門校ハロウスクールが、2022年に世界で11番目の学校として開校しました。歴史ある学校で、チャーチル元首相のほか、インドの初代首相、ネルー元首相など、各国のリーダーを輩出してきたそうです。

学校は、小学生から高校生までが対象の12年教育で、イギリス式国際教育を提供する全寮制の学校です。将来的には、定員900名以上の日本最大の全寮制インターナショナルスクールとなる見込みです。

これからの時代、教育とは立派な産業として成り立っていくということではないでしょうか。もちろんそれには、質の良い教育であることが大前提であります。

質の良い教育を受けることができる子どももいれば、登校できずに教育を受けられない子どももいます。同じ学ぶ権利、特に義務教育期間は法律にもうたわれていて、第4条（義務教育）国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負うとあります。

保護者にも義務がありますが、その子どもが暮らす市町村にも同じように義務があるのでは

ないでしょうか。

それを踏まえて、議長の許可をいただきましたので、以下、お伺いします。

小中学校での授業を受けていない児童生徒の学習環境についてですが、小中学校での授業を受けていない不登校児童生徒、病気や事故などで、長期入院をしている児童生徒の学習環境について伺います。

1. 不登校児童生徒の学習環境は現在どのような状況か。
2. 不登校児童生徒の受け皿となっている「教育支援センターステラ」ですが、不登校児童生徒全体の何%が利用しているのか。
3. 「教育支援センターステラ」へ通っていない児童生徒は、どのような学習環境におかれているのか。
4. 病気やケガなどで長期入院をしている児童生徒は現在何人いて、その児童生徒の学習環境はどうなっているのか。
5. 山梨大医学部附属病院、山梨県立中央病院、市立甲府病院などには院内学級等が設置されているが、笛吹市内の病院には設置されているのか。
また、設置されていない場合には、設置する計画はあるのか伺います。
6. 長期入院をしている児童生徒の相談窓口はあるのか。
7. 不登校児童生徒の相談窓口の稼働状況と規模、職員の定数は足りているのか。
8. 不登校児童生徒、長期入院をしている児童生徒の学力の状況は。
9. 不登校児童生徒のケア、学習を行っていくことは大切でありデリケートな対応が必要である。その両方を効率よく行うためには、教育支援センターと相談室を統合し規模を大きくする必要があると考えるがどうか。
10. 不登校児童生徒の学習を、現場の教員が指導することも大切であるが負担も小さくないと考える。そこで、教育支援センターと相談室を統合した施設が中心となり、笛吹市内での家庭や病院などの施設からも受講できるタブレットを使ったオンライン授業を行ったらどうか。
11. 不登校児童生徒の中学校卒業後、またその後の進路や生活状況の調査は行っているのか。
12. 今後、増加することが予想される不登校児童生徒の学力維持と学習環境を、笛吹市としてどう捉え、この問題に向き合っていくのかお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、不登校児童生徒の学習環境、ステラへ通っていない児童生徒の学習環境についてです。

市内の小中学校では、ステラの利用の有無にかかわらず、不登校児童生徒や保護者と連絡を密に取り、相談しながら学習するための環境を提供しています。

例えば、放課後を利用した学習、学習プリントによる自宅学習、タブレットを使ってのオンライン学習等を行っています。また、八代小学校内に設置している通常学級に在籍しながら障害などの特性に応じた指導を受けられる通級指導教室やフリースクール等、民間施設において、学習している児童生徒もいます。

次に、不登校児童生徒全体のうち、ステラを利用している児童生徒の割合についてです。

ステラを利用できる小学校5年生以上を対象とした場合、令和4年度末現在、延べ30日以上の長期欠席者は144人、このうちステラを利用している児童生徒は25人で、17.3%です。

次に、病気やケガなどで長期入院をしている児童生徒数と学習環境についてです。

長期入院児童生徒は、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で、年間延べ30日以上の欠席と定義されています。現在、本市でこれに該当する児童生徒はいません。

長期入院児童生徒は、病院に院内学級が設置されている場合は、そこで学習することができます。

そのほか、保護者と学校が相談しながら、面会が可能であれば定期的にプリントを届けて指導を行ったり、病院内の環境を整えば、タブレットを使ったオンライン学習をしたりするなど、できる範囲で対応しています。

次に、笛吹市内の病院への院内学級の設置状況と今後の計画についてです。

笛吹市内で院内学級を設置している病院はありません。また、現状設置する計画はありません。

次に、長期入院児童生徒に係る相談窓口についてです。

市が設置している「ふえふき教育相談室」が窓口となり、相談に応じています。

次に、不登校児童生徒の相談窓口の稼働状況と規模、職員の定数についてです。

不登校だけでなく、就学やいじめなど幅広い相談に対応している「ふえふき教育相談室」において、令和4年度における相談2,175件のうち不登校に関する相談は39件で、1.79%です。

教育相談室は、定数はなく、相談室長、相談員等で構成され、令和5年度から相談員を1人増員し、現在は4人体制です。

次に、不登校児童生徒および長期入院児童生徒の学力についてです。

長期入院児童生徒は現在おらず、不登校児童生徒に係る学力の状況は把握していませんが、在籍している学校が個々の学力に応じた学習支援に取り組んでいます。

次に、ステラとふえふき教育相談室の統合についてです。

現在、統合については考えていませんが、不登校児童生徒に対しては、ステラとふえふき教育相談室が連携しながら取り組んでいくことが重要だと考えます。

ステラについては、県の施設を借用していることから、今後、移転を含め様々な可能性について研究していきます。

次に、ステラとふえふき教育相談室を統合してオンライン授業を実施についてです。

不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた学習支援が必要であり、一斉の授業での対応は難しいと考えます。

学校と家庭や病院とのオンライン授業は、環境を整えば可能であり、現在、各学校が個別に対応しています。

次に、不登校児童生徒の卒業後の進路や生活状況についての調査の有無についてです。

令和5年3月に卒業を迎えた中学校3年生の不登校生徒50人のうち46人が進学し、4人は進学しませんでした。その後の進路や生活状況についての調査は行っていません。

次に、不登校児童生徒の学力維持と学習環境についてです。

不登校児童生徒が適切な学習活動を行っていくことは重要ですので、個々の状況に応じた支援が必要だと考えます。

I C Tを活用したステラの機能強化、フリースクールや学習塾などの民間施設との連携、問題や悩みを抱えた児童生徒を対象に、体験活動や学習支援などを行う山梨県のスマイルサポートプロジェクトの活用など、多様な教育機会の確保に取り組んでいきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。学校の教員が放課後登校してきた児童生徒へ授業を行っていると聞きます。これは素晴らしいことであり、担任教員との信頼関係がしっかりとしている表われです。しかし、こういった環境で学べる児童生徒は少ないのではないのでしょうか。

教員の勤務時間については、河野議員が質問したので多くは語りませんが、少なからず負担もあるでしょう。子どもに向き合う時間のほうが大切であり、仕事に追われるのではなく、本来そうあるべきと考えます。

学校で学べない児童生徒がどうしているのか、答弁をいただきました。そのうち、最初にいただいた1と3の答弁について再質問いたします。

フリースクール等の民間施設を利用している児童生徒がいると答弁がありましたが、当然、民間施設の利用であれば、利用料金が発生します。本来、学校へ通学したり、公共の施設を利用していたならば、この経済的な負担はなかったと考えます。そこで、民間施設を利用した場合の利用料金などの経済的な助成を行っているのか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

山田宏司議員の再質問にお答えします。

本市では、フリースクールの授業料を助成する制度はありません。今後、先進自治体の事例を参考に研究していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございます。景気低迷で、経済的にも決して楽ではない現状と、いかに学習環境を整え、子どもに学んでもらえるかと悩みが多い保護者の経済負担軽減を考えると、助成制度の確立は早急に解決しなければならない問題であると考えます。

「ハートフルタウン笛吹」の、誰も取り残さない教育実現のためにも、ぜひとも今後実現していただけることをお願いしたいと思います。

続いて、9の教育支援センターステラと笛吹相談室を統合し、規模を大きくするについての答弁で、移転も含め、様々な可能性について研究するとありましたが、こちらは質問としてではなく、意見として話をします。

移転を考えるときには、提供する側の利便性を第一にするのではなく、利用する児童生徒のことを第一に考え、環境面などをしっかりと考慮していただきたい。

現在の施設は、学ぶ面での職員のサポートは充実しているかと思います。しかし、施設として見た場合、交通の便、立地などは優れていても、施設環境は決して良いとは言えません。箱に閉じ込めない、豊かな環境こそ、生徒児童には必要ではないかと考えます。

また、これから先のことを見越し、支援施設と相談室を統合、規模拡大をし、きめ細やかな対応と学びの場を提供することが必要であると考えますが、意見としていかがでしょうか。

では、意見としてぜひともこれを実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。

教育とは考えるときがあります。学校は普通に通える子どもにとっては、本当にありがたい学びの場であり、人間形成の場でもあります。私は、こう考えます。学問も学ぶことも大切ではありますが、学校では大いに遊び、友だちや教職員と接して、人としての厚みを増す人間形成の場であってほしいと。もちろん学ぶことを放棄しては困りますが、数年経ち、社会へ出るときにしっかりとした人間形成ができていれば、自分の財産として、長い人生できっと役に立つでしょう。それと同じように、学校へ通えない児童生徒にも学び、人間形成を行う機会を得る権利があります。

学校へ通えるか、通えないかでその機会が左右されることがあってはなりません。その機会をしっかりと提供することが、今後、私たちに課せられた義務だと考えます。

学校へ通えない児童生徒の秘められた可能性を伸ばし、開花する手助けをすることも教育ではないでしょうか。

そこにしっかりと向き合い、問題を解決していくことこそ、誰も取り残さない教育の実現に近づくのではないのでしょうか。その実現は、ハートフルタウンを掲げる笛吹こそ、ふさわしいと考えます。

笛吹市の教育の未来のために、一步踏み込んでいくときではないのでしょうか。ハートフルタウンを掲げる笛吹市なら、きっとできると確信しております。

笛吹市の教育の未来が明るく、より良くなることを確信して、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第41号から議案第51号までの11案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6月21日から6月27日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月21日から6月27日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は6月28日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

令和 5 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 8 日

令和5年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和5年6月28日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 議案第41号 笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第42号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第43号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第44号 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第45号 笛吹市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第46号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 議案第47号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第48号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第49号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第50号 動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))
- 日程第11 議案第51号 動産の取得について(八代スクールバス購入)
- 日程第12 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第13 大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について
- 日程第14 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第15 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 発議第3号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	山下	政樹	副市長	深澤	和仁
教育長	望月	栄一	総務部長	雨宮	和博
総合政策部長	返田	典雄	会計管理者	中山	勲
市民環境部長	市川	要司	保健福祉部長	西海	好治
子供すこやか部長	中村	富之	産業観光部長	河野	英明
建設部長	雨宮	竜也	公営企業部長	水谷	和彦
教育部長	太田	孝生	総務課長	小林	匡
政策課長	小澤	宏之	財政課長	柿嶋	信
消防長	鶴川	功	代表監査委員	曾根	哲哉
農業委員会会長	三枝	啓一			

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	荻野	重行
議会書記	宮澤	まな美
議会書記	古屋	幹仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用については、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第41号から日程第11 議案第51号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日6月13日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月22日、23日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）」について

総合政策部企画課の審査では、総務費、総務管理費、AI デマンド交通導入事業に関し、コールセンターを設置する場所について説明を求めたところ、委託する業者の事務所などになると考えている。運行予約等についてコールセンターで行い、事業の問い合わせなどは市役所で対応するとの説明がありました。

また、周知方法についての問いがあり、ホームページや広報だけでなく、高齢者や障がいのある方にも分かりやすいパンフレットを作成し、対象地域の全世帯に配布するとともに、行政区ごとの説明会も計画しているとの回答がありました。

さらに、事業導入に当たり、先進地の視察を行ったのかとの問いがあり、長野県塩尻市、佐久市に視察を行ったとの回答がありました。

委員からは、実証運行の状況を踏まえ、導入スケジュールについては、柔軟に検討していただきたいとの意見がありました。

総務部税務課の審査では、住民税管理事務のうち、納税義務者通知書の電子化に係るシステム改修委託について、さらに説明を求めたところ、法改正にて令和6年度より、住民税特別徴収に係る納税義務者通知について、電子での対応が必要となることから、所要のシステム改修を行うものであるとの回答がありました。

議案第50号 「動産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入（明許）」について
総務部管財課の審査では、現在使用している車両についてはどのように処分するのかとの問いに対し、消防車両は一定の需要があることから、インターネットのオークションによる売却を予定しているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第41号 「笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第42号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第43号 「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第44号 「笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第45号 「笛吹市印鑑条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第50号 「動産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入（明許）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第51号 「動産の取得について（八代スクールバス購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第41号から議案第45号を議題といたします。

お諮りします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第50号および議案第51号を議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第50号および議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長(中村正彦君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告をいたします。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月22日、23日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第46号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について」では、子供すこやか部保育課の審査では、施設型給付費等事業19扶助費について、認可保育所から認定こども園への変更により、利用定員の変更も行ったのか説明を求めたところ、移行した保育所のうち、1つは利用定員を増加させたことの説明がありました。

また、子どもは減少傾向にはあるが、市内の保育所・幼稚園において、入園の受け入れは十分にできているかとの質問に対して、待機児童だけは、発生させないということを根幹にもつ

て職務に臨んでいるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第47号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号 「令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第46号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第47号および議案第48号を議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号および議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月22日、23日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、農林水産業費、農業費、農業振興費、地域農業振興事業費・農業近代化施設整備事業費のJAふえふきへの箱選管理計数機整備費補助金について、計数機を設置する経緯などを尋ねたところ、設置から年数が経過している御坂第2共選所の計数機の入れ替えを行い、オンライン化するもので、スピーディーな管理体制を整えることで、生産者の利便性の向上を図るためとの説明がありました。

議案第49号 「令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」

公営企業部の審査では、資本的収入及び支出の収入の部において、支出に対し収入が不足となる額について、損益勘定留保資金から補填するとなっているが、おおむねどのくらいの資金があるのかとの質問があり、令和5年3月末現在において、3億9,690万円ほどあるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、農業委員会および産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号 「令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第46号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第49号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第46号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（古屋始芳君）

次に日程第12 請願第1号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託しました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

本委員会に付託された請願は、次のとおり決定しましたので、会議規則第133条第1項の規定により報告をいたします。

令和5年請願第1号

令和5年6月13日付託

「加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願」については、採決の結果、採択4名、不採択1名となり、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結します。

これより、請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、請願第1号は採決の結果、採択することに決しました。
後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第13 「大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名いたします。

大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に五味篤憲氏、以上のおり指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案および同意案件2件が提出されました。また、会議規則第13条第1項および第2項の規定に基づき、議員より発議1件が提出されました。

議案第52号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」

同意第9号 「農業委員会委員の任命について」

同意第10号 「大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」

発議第3号 「加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について」

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第14 議案第52号から日程第16 同意第10号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、3件です。

はじめに、議案第52号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が、令和5年9月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、樋口歌奈子氏です。

樋口氏は新任で、任期は令和5年10月1日から3年間です。

経歴等については、案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

続きまして、同意第9号 「農業委員会委員の任命について」です。

本年8月31日をもって農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものです。

任命者につきましては、森道雄氏、増田敦氏、中村正氏、川井正夫氏、小澤博樹氏、小林哲彦氏、佐藤通氏、金子寛氏、岩間富夫氏、竹下茂樹氏、三枝輝男氏、武川秀光氏、小倉清氏、武川武徳氏、済藤聖児氏、岩澤秀城氏、菰原敬氏、丸山幹夫氏、芝垣玲子氏の19人です。

任期は令和5年9月1日から3年間です。

続きまして、同意第10号 「大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、新たに委員として、前嶋茂樹氏、三枝一彦氏を選任することについて、大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第14 議案第52号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第52号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第9号 「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

同意第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第9号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、同意第9号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第16 同意第10号 「大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」を議題といたします。

同意第10号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第10号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第10号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第10号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (古屋始芳君)

日程第17 発議第3号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

中村正彦君。

○12番議員 (中村正彦君)

発議第3号

令和5年6月28日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳殿

提出者 笛吹市議会議員 中村正彦

賛同者 同 萩野謙一

同 武川則幸

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

計画的な教職員定数改善を推進し、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充とゆたかな教育環境を整備する必要があるため、本意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上であります。

○議長（古屋始芳君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第18 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月13日から本日まで16日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のため生かしていきたいと思えます。

露地桃の出荷が本格的に始まりました。生産者の皆さまの努力が実り、今年も品質の良いおいしい桃が出荷されています。

6月16日、17日には、東京大田市場、阪急百貨店大井町駅前店において、JAふえふき組合長などとともに、桃の消費拡大に向けた宣伝を行ってきました。

また、明日、明後日は、市議会議長、建設経済常任委員長にも同行いただきながら、大阪本場市場でトップセールスを行います。

さらに、8月17日、18日には、名古屋市中央卸売市場で、8月25日には東京豊洲市場で、シャインマスカットなど、本市のブドウの消費拡大に向けたトップセールスを予定しております。

7月4日には、山梨県立笛吹高校および塩山高校において、笛吹高校、山梨高校、塩山高校の就職を希望する生徒向けに企業説明会を実施します。

高校生は、地元の企業や職業の理解を深めることができ、企業は優秀な人材の採用につながる大変有意義な取り組みです。今年度は、新規申込企業を含め、40社を超える企業が参加する予定です。

また、7月8日には、アイメッセ山梨において、やまなし県央連携中枢都市圏主催の合同企業説明会が開催をされます。

これは、甲府市や笛吹市など、連携中枢都市圏を形成する10市町による就職支援で、令和5年度の大学等卒業予定者、留学生、外国人を含む一般求職者を対象に行われます。本市の企業20社を含む、171社が参加をする予定です。

7月29日には、笛吹みんなの広場において、家族で楽しめるイベント「笛吹みんなの夏休み」を初めて開催します。

子どもたちが楽しめる巨大迷路などのアトラクションが設置されるほか、アジアフードフェスと題し、飲食店が約15店舗出店され、アジア各国の食べ物を味わえます。

ご家族皆さまで、「笛吹みんなの夏休み」にお越しいただき、夏のひとときを楽しんでいただきたいと思います。

8月5日、6日には、甲州市勝沼ぶどうの丘で、峡東地域世界農業遺産推進協議会による、「峡東地域世界農業遺産フェスティバル」が開催をされます。

地域や観光客の皆さまが、世界農業遺産に認定された峡東地域の農業の魅力を感じ、楽しみながらその意義を学べるよう、地元農産物の直売をはじめ、キッチンカーやマルシェの出店、家族で世界農業遺産を学ぶワークショップなどが予定をされております。

本市では、世界農業遺産認定のPRと桃やブドウの販売促進につなげるため、オリジナルのポスター、のぼり旗、うちわ、扇子を作成しました。ポスターやのぼり旗は、観光農園、ホテル、旅館などに設置をし、うちわは、観光農園で農産物を購入した際に、扇子は、関連イベントなどで配布をいたします。

今後も峡東地域の農業を国内外に広くPRし、桃やブドウの更なるブランド力の向上と世界農業遺産を生かした誘客などに取り組んでいきます。

7月26日から8月13日までの間、日本とドイツのスポーツ少年団が相互交流を図る、第50回日独スポーツ少年団同時交流事業が実施をされ、ドイツからは、15歳から24歳までの団員や指導者等90人が来日をします。

全国各地で訪問団の受け入れが行われる中、本市では、8月7日から9日まで、ドイツの団員8名が笛吹高校や市内スポーツ少年団との交流、観光農園での桃狩り体験などを予定しております。

本市での交流により、両国の青少年が多様な価値観や異なる文化について理解しながら、友好と親善を深めることに期待をしております。

結びに、連日、梅雨特有の蒸し暑い日が続いております。議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、熱中症など健康に十分にご留意いただき、引き続き、本市の発展のため、ご

活躍されることを祈念をし、閉会のあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和5年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁